

北秋田市行財政改革大綱

平成 21 年 8 月
秋田県 北秋田市



目 次

第1章 行財政改革大綱の考え方	1
1 行財政改革の必要性	2
(1) 地方分権の推進	2
(2) 厳しい財政状況	2
(3) 市民と行政に求められるまちづくり	3
2 行財政改革の目標	4
(1) 市民と行政の共働によるまちづくり	4
(2) 職員の行財政改革への意識改革	5
(3) 行政コストの徹底的な縮減と収入の確保	5
3 行財政改革の推進体制づくり	6
(1) 市民志向	6
(2) 業績・成果主義の導入	6
(3) ビジネス・サイクル（PDCAサイクル）の構築	7
4 改革の推進期間	7
5 推進体制	8
第2章 実施計画	9
1 実施項目と取組事項	10
I 市民と行政の共働によるまちづくり	11
(1) 市民ニーズの把握と行政サービスの改善	11
(2) まちづくりへの住民参画の促進	12
II 職員の改革	13
(1) 職員の意識改革と資質向上、人事評価制度の構築と実施	13
(2) 給与等の見直し	15
III 組織・機構の再編	17
(1) 行政組織・機構の見直し	17

(2) 定員の適正化	19
(3) 委員会・審議会等の見直し	21
IV 財政運営の健全化	22
(1) 収入の確保	22
① 税等の収納率向上のための対策・体制の整備	22
② 新たな収入の確保	24
(2) 受益者負担の適正化	25
(3) 地方債の発行の抑制	26
(4) 繰出金の抑制	27
(5) 財政健全化法、公会計制度の整備	29
(6) 地方公営企業の経営健全化	31
(7) 第三セクターの見直し	34
V 事務事業の見直し	36
(1) 一般事務経費等の削減、外部委託の検討・再検証	36
(2) 投資的経費の見直しと事務事業の重点配分	39
(3) 事業評価・政策評価制度の導入と実施	40
VI 市有財産の有効活用と効率的な管理体制の構築	41
(1) 市有財産の有効活用と効率的な管理体制の構築	41
第3章 資料編	43
1 実施計画項目一覧	44
○実施計画項目担当課詳細一覧	45
2 各種審議会・委員会一覧	46
3 公の施設一覧	48
● 別 添	54
【北秋田市市有財産の利活用に関する指針】	
● 策定経過と名簿	55

第 1 章

行財政改革大綱の考え方

1 行財政改革の必要性

(1) 地方分権の推進

平成12年度の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）の施行に始まり、平成19年度からは地方分権改革推進法が施行され、地方にもっともふさわしい公共サービスが多様な姿で展開されるよう、国及び地方公共団体の分担すべき役割が明確にされ、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することが強く求められています。

これに伴い、地方公共団体への権限委譲の推進、自主財源の確保など、地方公共団体に掛かる負担はこれまで以上に大きくなっており、安定した行政運営を進めるためにも行政及び財政の簡素化や効率化を図り、改革を強固に推進することが真の地方分権につながるものとなります。

(2) 厳しい財政状況

地方財政を取り巻く環境は益々厳しさを増してきており、国における三位一体の改革により、地方交付税の財源調整・財源保障機能の縮小、税源移譲、国庫補助負担金の一般財源化などが行われ、特に地方交付税の減額は市財政への影響が大きく、今後ますます歳入の確保と歳出の抑制に努める必要があります。

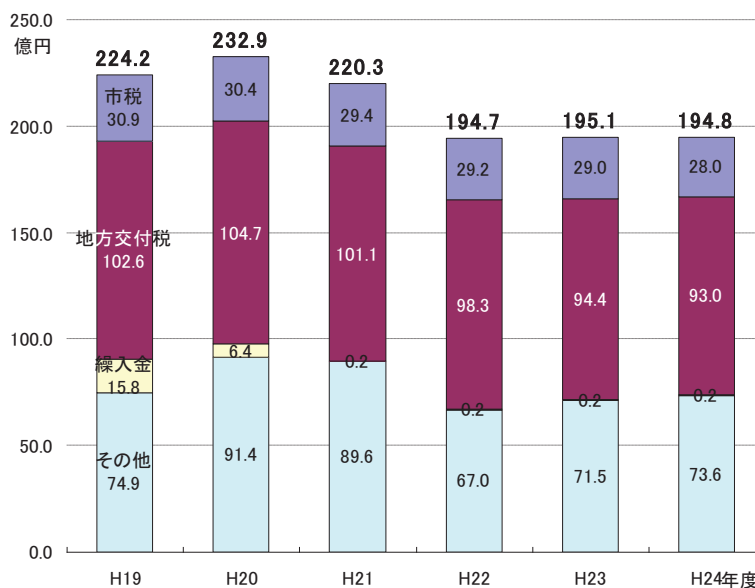
また、世界的な金融危機の影響から急激な円高を受け、国内主要産業の実体経

済も急速な悪化を引き起こしています。

地方においてもその影響は免れず、景気後退の波は着実に迫っていることから、税収の急激な落ち込みが予想されます。

予算においても自主財源と歳出予算との乖離は、地方交付税や各種基金の取り崩しな

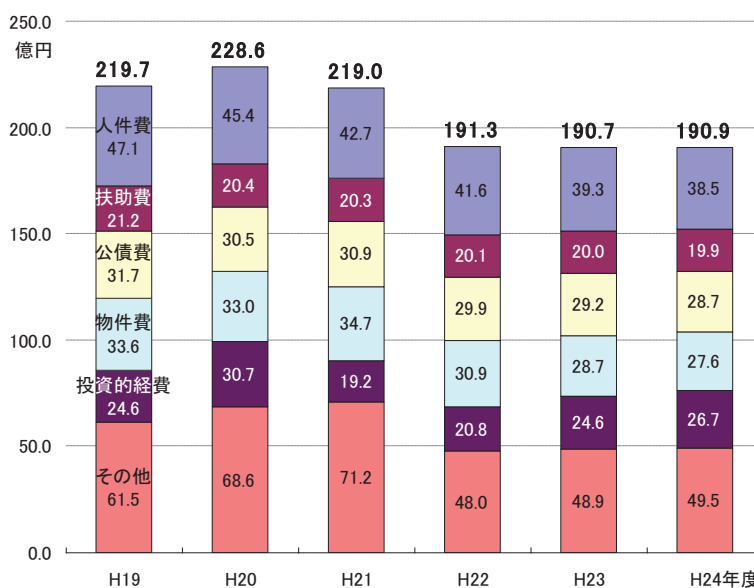
表1 北秋田市中期財政計画による歳入推計



どで補ってきましたが、いずれの補填財源も今後の減少や枯渇が見込まれることから、引き続きこれらの補填財源に依存することは困難な状況です。

このような厳しい社会経済・財政状況下で、ますます高度化・多様化する住民のニーズに対応した行政サービスを提供するには安定した財政基盤の確立が喫緊の課題であります。

表2 北秋田市中期財政計画による歳出推計



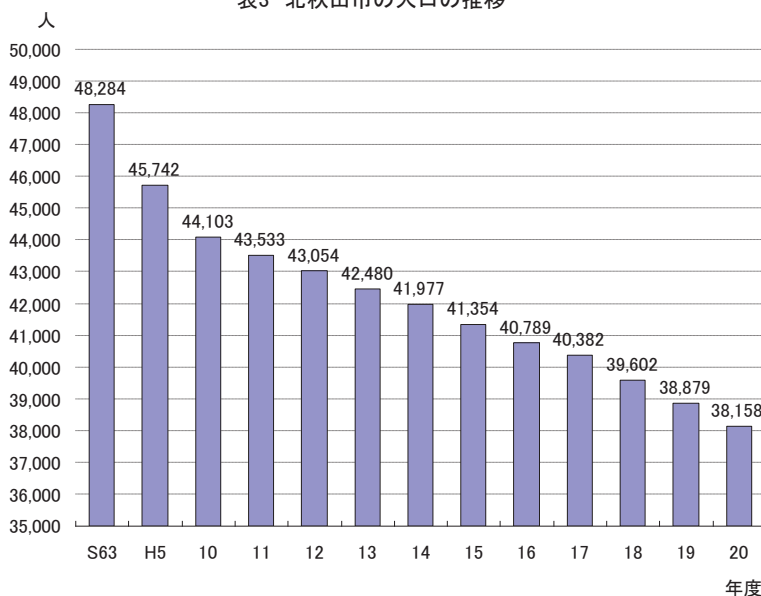
(3) 市民と行政に求められるまちづくり

近年の人口の減少は著しく、住民を取り巻く生活環境の変化や社会経済環境の変化に伴い、住民が行政に求めるニーズも高度化・多様化してきている状況下で行政における財源の制約は厳しさを増し、人的資源もますます制約を受け、従来の行政主導のまちづくりを見直し、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担し、お互いが共

働しながら自立したまちづくりを目指す必要があります。

そのためには、行政だけでなく、行政改革に取り組むのではなく、市民もこれまでのように行政のみに頼ることなく、自らが主体となって北秋田市を育み、自立することが求められます。

表3 北秋田市の人口の推移



2 行財政改革の目標

北秋田市の現状を把握し、北秋田市総合計画に基づくまちづくりを推進するために、北秋田市行財政改革大綱の目標を次のとおり設定します。

(1) 市民と行政の共働によるまちづくり

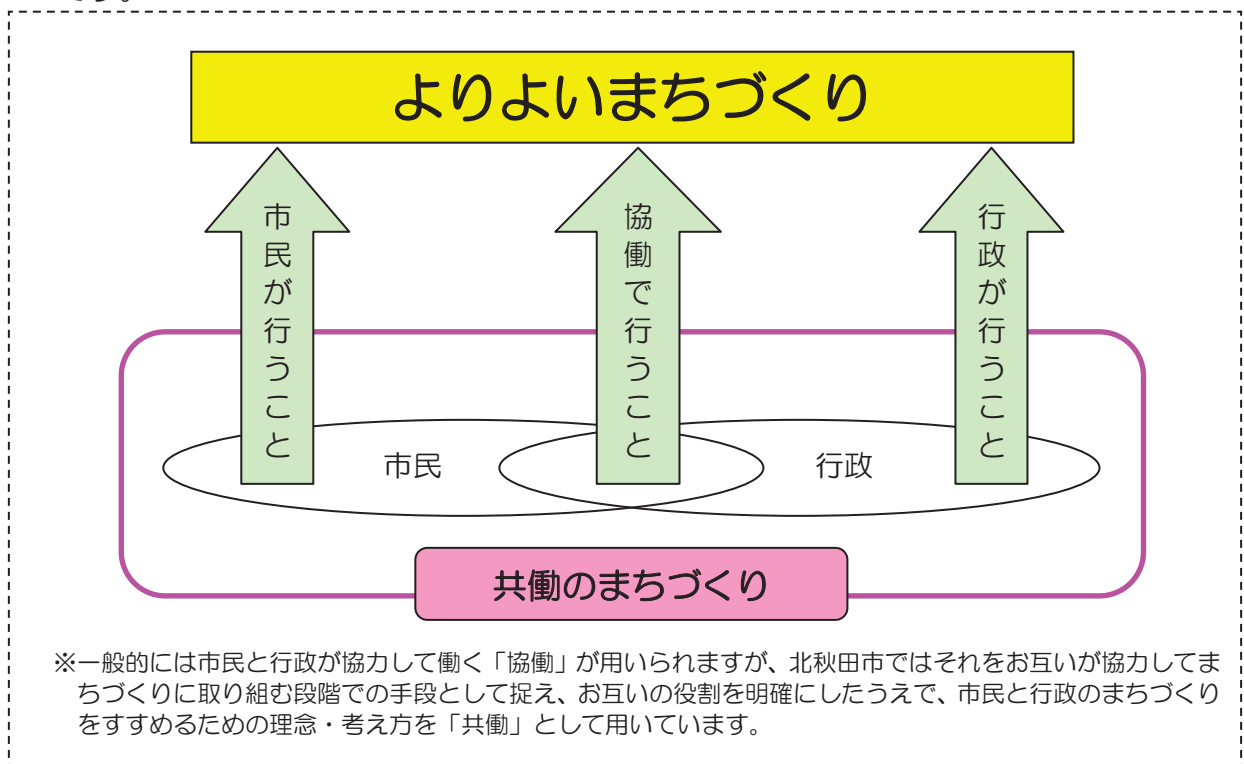
●共働の考え方

北秋田市では、地域の課題をお互いが共有し合い、その課題に対して共に心と力を合わせて行動すること。地域における自立したまちづくりの主体は市民であることに関心をもってもらうこと。そして、お互いの立場と責任を理解し合いながら地域を活性化していくことを「共働」としています。

●立場と責任の明確化

- ・市民が自らできることは市民が行う
- ・行政でなければできないことは行政が行う
- ・市民と行政が協力しなければならないことはお互いが不足を補い合う

この相互のバランスのとれたまちづくりを目指すために、市民も意識改革が必要です。



(2) 職員の行財政改革への意識改革

今後の社会経済情勢にも対応するべく、また、市が置かれている危機的状況から脱却するために、全職員が共通認識を持ちそれぞれがコスト意識をもちながら行財政改革に取り組む必要があります。

また、市民が満足できる行政サービスを提供しつつ、行財政改革への理解を得るためには透明性の確保と説明責任も求められます。

したがって、市民の目線に立ち、それぞれが主体的に行財政改革に取り組む体制を整え、職員の資質の向上と意識改革を推進します。

サービス…一般には、行政が市民に対して提供する用役や役務などといった広義の意味が含まれた言葉として使われます。(例：市民サービス、行政サービスなど)
しかし、本大綱では行政が行うサービスの本質とは、職員が市民に対する全体の奉仕者であることを再認識し、与えているという意識で行うのではなく、奉仕者として尽くすという意識でサービスを行うことです。

(3) 行政コストの徹底的な縮減と収入の確保

行政が行う施策や事務事業の実施にあたり、常に経済性、効率性、有効性の高いものを追求し、事務の効率を上げ、人件費の圧縮やムダな経費の徹底排除に取り組みます。

そのためにも、公的関与のあり方を点検・検証し、最も効果的な行政サービスを提供するには常に行政が実施主体となるのではなく、民間に委ねた方が有益なものは民間に委ねるなど、積極的に民間活力の導入を図ります。

また、収入に関しても、税等の収入未済額が多額となっていることから、喫緊の課題として収納体制の強化を図る必要があります。

「入るを量って出ざるを制する」という財政運営の基本となる心構えを持ち、市財政の健全化に取り組みます。

3 行財政改革の推進体制づくり

北秋田市を取り巻く厳しい行財政環境の中、これまでのような体制で行政サービスを行うにはすでに限界に達しており、既存の管理行政からの脱却と行政を経営するという考え方への方向転換を迫られています。

このような危機的状態から脱却するため、まず職員一人ひとりが北秋田市の財政状況を的確に把握し、既存の体制に甘えるのではなく、責任と自覚をもちながら行政を経営するという感覚を身に付ける必要があります。

そこで、民間の経営手法において適用可能なものを行政運営に積極的に導入し、実施項目と取組事項を推進する前提として、行政運営の経済性、効率性、有効性を追求するために次の手法や意識を導入し、職員の意識改革と活性化に取り組みます。

(1) 市民志向

インフラなどを利用する市民にとっては管理されている資産の物理的な状態で満足するのではなく、提供されるサービスの質がどのような水準であるのかにより満足度が決まります。市民にとって満足する行政サービスの質を追求し、一層の適正化を図る必要があります。

(2) 業績・成果主義の導入

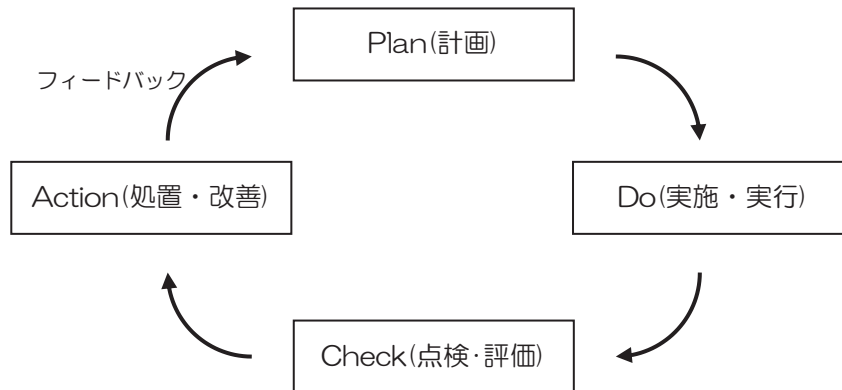
各種評価制度を導入し、目標設定をすることにより、これまでの行政運営が妥当であったか、十分効果があったか、今後どのように運営されるべきかといった業績を分析し、成果を重視した市政を目指します。

また、外部からの評価を導入し、より市民の目線に立った第三者的な立場から意見をいただき、評価制度の客観性の確保と実効性を高めます。

これら評価結果を公表することにより、市政に対する市民の関心が高まり、行政内部での効率化や職員の資質の向上へとつながり、市民への行政サービスの低下を防ぐことができます。

(3) ビジネス・サイクル（PDCAサイクル）の構築

【 Plan（計画）→ Do（実施・実行）→ Check（点検・評価）→ Action（処置・改善）→ Plan（計画）へ フィードバックさせる 】



今までは…・まず単年度予算に基づいて事業を実施。その前例を重視して事後評価や見直しがないまま、また事業を継続。

- ・ 予算の消化状況以外に業務実績を測定する指標がないため効率性を無視した予算消化のための事業。

このような施策や事務事業の進め方が多くみられました。

これからは…計画立案時の事前評価や年度末・事業完了時の事後評価などの評価制度を整備し、ビジネス・サイクルによりその結果のフィードバックをすることで継続的な業務改善を図る仕組みを確立することが必要となります。

4 改革の推進期間

行財政改革の取り組みにおいては、平成21年度まで北秋田市集中改革プランに取り組んでいます。集中改革プランが終了次第、成果の検証を行い行財政改革大綱に反映します。

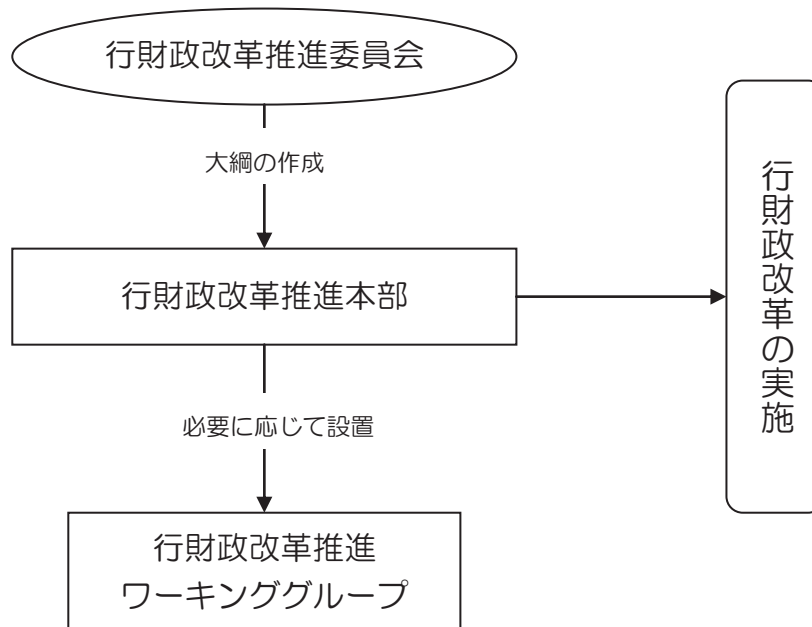
行財政改革大綱の推進期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

ただし、計画に対する成果の検証は毎年度実施し、社会情勢の変化や市民ニーズの大幅な変化に対応させる必要性が生じた場合には、その都度見直しを行うこととします。

5 推進体制

行財政改革の着実な推進を図り、全ての職員が改革の意識を持って業務に取り組むように次のとおり組織の構築を図ります。また、開かれた行財政改革を目指し閉鎖的で画一的なものにならないよう、市民や民間有識者も構成員とし、改革の確実性を高めます。

- 行財政改革推進委員会……市民や民間有識者から構成する10名の委員会
- 行財政改革推進本部……市長を本部長とする庁内の組織
- 行財政改革推進ワーキンググループ……本部長の命により必要に応じて設置



第 2 章

実 施 計 画

1 実施項目と取組事項

行財政改革大綱の目標に基づき、平成18年3月に集中改革プランで定めた取組事項を包括するものとして、次の6つの重点実施項目と個別事項について取り組みます。

I 市民と行政の共働によるまちづくり

	実施項目名
(1)	市民ニーズの把握と行政サービスの改善
(2)	まちづくりへの住民参画の促進

II 職員の改革

	実施項目名
(1)	職員の意識改革と資質向上、人事評価制度の構築と実施
(2)	給与等の見直し

III 組織・機構の再編

	実施項目名
(1)	行政組織・機構の見直し
(2)	定員の適正化
(3)	委員会・審議会等の見直し

IV 財政運営の健全化

	実施項目名
(1)	収入の確保
	① 税等の収納率向上のための対策・体制の整備
	② 新たな収入の確保
(2)	受益者負担の適正化
(3)	地方債の発行の抑制
(4)	繰出金の抑制
(5)	財政健全化法、公会計制度の整備
(6)	地方公営企業の経営健全化
(7)	第三セクターの見直し

V 事務事業の見直し

	実施項目名
(1)	一般事務経費等の削減、外部委託の検討・再検証
(2)	投資的経費の見直しと事務事業の重点配分
(3)	事業評価・政策評価制度の導入と実施

VI 市有財産の有効活用と効率的な管理体制の構築

	実施項目名
(1)	市有財産の有効活用と効率的な管理体制の構築

I 市民と行政の共働によるまちづくり

(1) 市民ニーズの把握と行政サービスの改善

信頼される行政を目指すために、市民ニーズを的確に把握した行政サービスを提供する必要があります。そのために、あらゆる機会を活用して市民ニーズの把握に努めます。

また、利用者である市民の視点に立ち、利便性の高い行政サービスの提供に努めるとともに、事務の効率化を図ります。

【現状と課題】

市民ニーズの把握については、具体的な取り組みをしていないのが現状であり、移動行政懇話会や年に一度行われる行政協力委員各地区全体会議での意見や要望をとりまとめています。

具体的な市民ニーズを的確にとらえ、それらを反映させるための行財政運営体制の仕組みづくりが求められています。

【具体的施策】

行 革 方 針	1. 市民提案の受付		
具体的内容	ホームページやはがき、メール等を利用した市民からの要望を提案してもらい、まちづくりに反映します。 市民と行政の共働のまちづくりを進めることで開かれた市政を目指します。		
担 当 課	総合政策課		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	—
行 革 方 針	2. 市のホームページを利用した各種情報や申請書類の取得		
具体的内容	市民が利用しやすいホームページを目指し、情報を探しやすく、見やすくします。各種申請書類の様式もダウンロードできるようにします。		
担 当 課	総合政策課		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	—
行 革 方 針	3. 窓口の延長業務		
具体的内容	市民の利便性を考慮して時間外の窓口延長を実施し、行政サービスの向上を図ります。 窓口の勤務体制については、超過勤務が発生しない勤務体制を整えます。		
担 当 課	総合窓口課、総合窓口センター		
目 標 時 期	平成22年度から	財政効果額	—
行 革 方 針	4. 事務処理期間の短縮		
具体的内容	各種申請への許認可や、照会への回答など、市民へ効率的に行政サービスを行うために様々な事務処理期間の短縮に努めます。		
担 当 課	全庁対応		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	—

(2) まちづくりへの住民参画の促進

市民と行政の共働によるまちづくりを進めるため、行政との役割分担を明確にし、自ら考え・自ら発想するまちづくり活動を支援していきます。そして、多くの市民のまちづくりへの参加を進め、共働によるまちづくりを推進します。

また、現在の市のまちづくりは、行政が主導で行っており、地域に住む人々が主体であるという意識が伝わりにくいため、まちづくりの主体はその地域に住む住民であるという意識を持ち、自発的な活動を行えるように、自治組織本来の活動の促進を図ります。

【現状と課題】

本市の行政協力委員の人数は平成21年4月現在で276人（鷹巣地区116人、合川地区52人、森吉地区69人、阿仁地区39人）となっており、主な業務は広報の配布です。

自治会の数は240地区（町内会、部落会なども含む）となっており、行政協力委員と自治会長を兼務している地区が8割近くになります。（平成20年4月現在）

行政協力委員の職務と自治会本来の業務を再確認し、行政協力委員のあり方を検討する必要があります。

【具体的施策】

行 革 方 針	1. パブリックコメント制度の導入【集中改革プラン】		
具体的内容	市の施策や計画の策定について、案を広報やホームページなどに公表し、市民からの意見を求めます。		
担 当 課	総務課		
目 標 時 期	平成18年度検討、平成19年度実施	財政効果額	—

行 革 方 針	2. 行政協力委員制度の見直し		
具体的内容	自治組織の自発的なまちづくりを促進するため、行政協力委員制度及び業務内容を含め見直しを図ります。		
担 当 課	生活課		
目 標 時 期	平成22年度から	財政効果額	5,500万円

・パブリックコメント

…市の重要な施策、計画などを策定していく中で、その素案を公表し、広く市民の意見や情報を求め、提出された意見を反映していくものです。

II 職員の改革

(1) 職員の意識改革と資質向上、人事評価制度の構築と実施

行財政改革を効率的に進めるためには、職員の意識改革と資質の向上が求められます。市民の視点に立って行政運営を行うことはもとより、職員一人ひとりが危機的な市の財政状況をしっかりと把握するとともに、綱紀粛正を徹底し、責任と自覚、規範意識を持って業務に取り組む必要があります。

経営感覚とコスト意識を持ち、市民に視点を置いた行政サービスを行える職員の育成を図るためにも、目標設定による業務管理や能力評価など多面的にとらえた人事評価を実施し、意欲や能力を最大限に活かすことができる人事評価制度を目指します。

また、男女が共に活躍し、地方分権に対応した取り組みを推進するために、個々の職員の資質の向上を図り、能力開発と人材育成を図るための職員研修や派遣研修の充実に努めます。

【現状と課題】

国や県、他の地方公共団体の制度を参考にしながら、北秋田市の実情に合った人事評価制度の構築を進める必要があります。

【具体的施策】

行 革 方 針	1. 職員提案制度		
具体的内容	職員のアイデアや業務改善提案を政策形成や事務改善に活用し、職員の改革意欲の向上と改革に向けた取り組みを支援します。		
担 当 課	総合政策課		
目 標 時 期	平成22年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	2. 人事評価制度の構築		
具体的内容	それぞれの職員が目標と自覚を持ち、危機的な状況を把握した上で業務に取り組む必要があります。 意欲と能力を活かすための透明性・納得性の高い人事評価制度を構築する必要があります。		
担 当 課	総務課		
目 標 時 期	平成22年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	3. 女性管理職の登用と男女共同参画の推進		
具体的内容	女性管理職を登用することで女性特有の感性を活かした市民とのコミュニケーションづくりや、女性の意見・提案を反映させた行政運営を促進させます。 また、男女の差なく様々な職務を経験させるよう職員人事、研修を行うことで人材育成を進め、市の職員体制の側面からも男女共同参画の実現に向けて取り組みます。		
担 当 課	総務課		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	4. 職員の人材の充実		
具体的内容	職員採用時から意欲ある人材を選考し、政策形成能力及び創造的能力を有する意欲ある人材の育成並びに各行政分野における専門的知識や技術を習得するための効果的な研修を計画的に実施します。		
担 当 課	総務課		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	5. 職員の派遣研修の実施		
具体的内容	職員の幅広い識見を養い、意識改革を促進するために他の団体との人事交流を積極的に推進します。		
担 当 課	総務課		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	—

(2) 給与等の見直し

国の公務員制度改革の動向等を踏まえた給与のあり方について検討し、給与の一部制限を含めた職員給与の見直しや各種手当、旅費などの見直しを検討します。

なお、給料表の見直しでは、全員が新制度へ切り替わるのに約10年かかるものと見込まれます。

【現状と課題】

本市における給与については、これまでも旧4町でそれぞれの行政改革大綱に基づき適正化に努めるとともに、総人件費の抑制を図ってきたところです。

また、平成18年4月1日から国家公務員に準拠した給料表に移行して給与水準を引き下げました。(平均4.8%)

職員の給与制度については、市民の納得と支持が得られる運用・水準の適正化が求められていることから、国による改革を見据え、引き続き新たな給与制度を構築していく必要があります。

【具体的施策】

行 革 方 針	1. 職員等の給与などの見直し		
具体的内容	秋田県職員の給与削減を踏まえ、北秋田市の実情に合った給与、諸手当、旅費等の点検や見直しを継続的に行います。 非常勤職員や臨時職員なども含め、役職や職種に合わせて給与の適正化を図ります。 例) 平成19年度普通会計決算人件費に2%~5%の間を取った場合 47億1,300万円×3.5%÷1億6,500万円(単年度目標)		
担 当 課	総務課		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	8億2,500万円

行 革 方 針	2. 不適正な昇給運用の是正【集中改革プラン】		
具体的内容	定年退職者の退職時特別昇給を廃止します。		
担 当 課	総務課		
目 標 時 期	平成17年度から	財政効果額	500万円

行 革 方 針	3. 特殊勤務手当の適正化【集中改革プラン】		
具体的内容	特殊勤務手当の見直しをします。 (一般職については、合併時に全部廃止しています。)		
担 当 課	総務課		
目 標 時 期	平成17年度から	財政効果額	200万円

行 革 方 針	4. その他の手当の適正化【集中改革プラン】		
具体的内容	管理職手当の支給率の見直しをします。 (当分の間、本則の70%を支給)		
担 当 課	総務課		
目 標 時 期	平成18年度から	財政効果額	9,600万円

行 革 方 針	5. 時間外勤務の縮減		
具 体 的 内 容	事務事業の見直し、業務の効率化を進め、時間外勤務の縮減を図ります。 一般職については計画年度内に「時間外ゼロ」を目指します。		
担 当 課	総務課、全庁対応		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	1億1,500万円

Ⅲ 組織・機構の再編

(1) 行政組織・機構の見直し

地方分権に備えて新たな行政課題に対応し、高度化・多様化する市民ニーズにも機動的、機能的に対応し、行政サービスの質を低下させないよう、組織・機構の再編・統合に取り組みます。

【現状と課題】

平成20年度までの行政組織は本庁に5部32課等（福祉事務所、教育委員会、消防本部、会計課を含む）、3支所9課から組織されていました。合併当初から総合支所方式を採用しており、それぞれの支所に同じ業務部門の窓口があることで合併前と変わらない機能を有していましたが、業務の効率性が悪く、職員の適正な配置も図りにくいため、平成21年度から6部27課等体制となり、支所は廃止し総合窓口センターへと行政組織方式の変更をしました。

【具体的施策】

行 革 方 針	1. 機構改革の実施【集中改革プラン】		
具体的内容	職員の減少や高度化・多様化する業務へ柔軟に対応するため、平成21年度に大きく機構改革を行いました。機構改革後に生じる諸問題に対してのフォローアップを行います。		
担 当 課	総合政策課		
目 標 時 期	平成18年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	2. 支所機能の再編【集中改革プラン】		
具体的内容	支所機能の充実に向け、これまでの役割・機能などを検証し、より効果的な支所体制の見直しを検討してきましたが、平成21年度の機構改革により支所を廃止し、代替機能として総合窓口センターを設置しています。機構改革後に生じる諸問題に対してのフォローアップを行います。		
担 当 課	総合政策課、総合窓口課、総合窓口センター		
目 標 時 期	平成18年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	3. 保育園の統廃合【集中改革プラン】		
具体的内容	竜森保育園の廃止を行います。（平成19年度に廃止済み） 浦田保育園の廃止を行います。（平成21年度に廃止予定）		
担 当 課	福祉課		
目 標 時 期	平成19年度、平成21年度	財政効果額	2,300万円

行 革 方 針	4. 幼稚園の統廃合【集中改革プラン】		
具体的内容	鷹巣北・西幼稚園の統廃合を行います。 （平成19年度に統廃合済み）		
担 当 課	教育委員会総務課		
目 標 時 期	平成18年度検討、平成19年度実施	財政効果額	1,200万円

行 革 方 針	5. 小中学校の再編【集中改革プラン】		
具体的内容	社会的な情勢、北秋田市の実情に合った小学校・中学校の再編を図ります。		
担 当 課	教育委員会総務課、学校教育課		
目 標 時 期	平成18年度検討、平成21年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	6. 議会、行政委員会の定数の削減		
具体的内容	社会情勢の変化や北秋田市の実情を踏まえ、職員の定数削減のみならず、議会や行政委員会の定数も削減が求められます。		
担 当 課	議会事務局、各行政委員会		
目 標 時 期	平成21年度から検討	財政効果額	—

(2) 定員の適正化

少子高齢化の進展、人口の減少、団塊の世代の大量退職などを迎え、今後も職員が大幅に減少していきますが、これを好機として、全庁的な組織の変革に取り組み、組織の統廃合、事務の民間委託、事務事業の見直しなどを検討しながら職員の抑制・削減に努めます。

早期退職優遇制度による若年退職者数の増加も見込むこととしながら、非常勤職員や臨時職員なども今後行う行政サービスのあり方を検討しながら適正化を行います。

【現状と課題】

本市の平成21年4月1日現在の職員数（臨時職員を除く）は554人となり平成17年4月1日現在の664人と比べ5年間で110人（削減率16.6%）の削減を行っています。ただし、平成19年度普通会計決算における市町村財政比較分析表によれば人口1,000人あたり職員数は13.81人（類似団体平均9.75人）と類似団体の中でも職員数が多い状態です。

また、平成21年度には大幅な機構改革を行っており、その後定員管理適正化計画を策定予定としています。それまでは、平成17年度に策定した集中改革プランにて定員管理を行っています。

【具体的施策】

行 革 方 針	1. 職員等の削減【集中改革プラン】		
具体的内容	集中改革プランの目標では5年間で98人（14.8%）を目標として、職員の削減を図ります。 定員適正化計画を策定次第、置き換えますが、本大綱としての目標は5年間で95人（H20年度比較 16.0%）を目標とします。 さらに、恒常的に雇用している非常勤職員についても、事務・事業の見直し、定員適正化計画と整合性を図りながら実施していきます。 計画年度内に人口1,000人当り職員数を類似団体平均9.8人に近づくことを目標とします。		
担 当 課	総務課		
目 標 時 期	平成17年度から	財政効果額	47億7,600万円

《大綱の数値目標案》

平成21年度から平成25年度までの採用予定数・退職予定数の見込みは、下記のとおりです。

区分	年度	H20 (参考)	21	22	23	24	25	合計
総職員数		593	554	547	534	515	498	
退職予定数		▲48	▲11	▲19	▲29	▲23		▲130
次年度採用予定数		9	4	6	10	6		35
対前年度職員数増減		▲33	▲39	▲7	▲13	▲19	▲17	▲95
対H20年度増減割合(%)			▲6.6	▲7.8	▲9.9	▲13.2	▲16.0	

※1) 平成20年度の数値は集中改革プランの見込みではなく、実績値とした。

※2) 退職予定数は、早期退職を見込まない自然減とした。

※3) 次年度採用予定数は、定員適正化計画策定後、整合性を図ることになります。

行 革 方 針	2. 定員適正化計画の策定		
具体的内容	定員管理の適正化を図るため、集中改革プラン終了年度の平成21年度を目安に策定します。 単純に類似団体平均に定員を近づけるのではなく、北秋田市の実情にあった定員管理を行います。		
担 当 課	総務課		
目 標 時 期	平成22年度から	財政効果額	—

(3) 委員会・審議会等の見直し

社会経済の変化等に伴い、必要性が低下したり、所期の目的を達成した付属機関等の統廃合を進め、見直しを図ります。

市政への市民参加の促進と開かれた市政の推進のため、会議の活性化の確保、公募委員の拡大、女性委員の選任率の向上などに努めます。

また、審議会や委員会等の見直しを行うとともに、市民の積極的な参加を図り、行政との共働によるまちづくりを推進します。

【現状と課題】

現在北秋田市には、委員会は26(委員総数278人)、審議会は8(委員総数80人)、その他41(委員等総数982人)あります(平成21年度現在で活動していないものも含む)。

各種審議会・委員会等の委員の報酬等が常態化していますが、共働のまちづくりを推進するためにも、自発的な参加を促す観点から、報酬等の見直しを図る必要があります。

【具体的施策】

行 革 方 針	1. 委員会・審議会等の整理、合理化【集中改革プラン】		
具体的内容	必要性が低下したものの、所期の目的を達成した各種委員会の整理・合理化の推進をします。		
担 当 課	全庁対応		
目 標 時 期	平成18年度から	財政効果額	100万円
行 革 方 針	2. 委員会・審議会等の委員の選任【集中改革プラン】		
具体的内容	委員会等の委員の選任等に関する指針を策定し、委員数や委員構成等がより適正になるよう見直しを行い、公募委員の選任率の拡大や女性委員の積極的な選任に取り組みます。		
担 当 課	総務課、全庁対応		
目 標 時 期	平成18年度から	財政効果額	—
行 革 方 針	3. 報酬等の見直し		
具体的内容	各種委員会・審議会の報酬等を支払うことが当たり前になっています。共働のまちづくりを推進するためにも、報酬を見直し交通費等の費用弁償のみとしたうえで、市民の自発的な参加を促進します。		
担 当 課	総務課、全庁対応		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	2,000万円

IV 財政運営の健全化

(1) 収入の確保

① 税等の収納率向上のための対策・体制の整備

今後も地方交付税の削減や地方への税源移譲が進められる見通しとなっており、安定した収入を確保するためにも、市税が市における主要な財源であることを再認識し、徴収体制や手法を見直し、収納率のさらなる向上を目指します。

また、未納となっている市営住宅の家賃や給食費、保育料の収納率向上など、その他の市の歳入の確保や国民健康保険税の収入未済額の確保にも努めます。

【現状と課題】

・現年課税分の収納率

(単位：%)

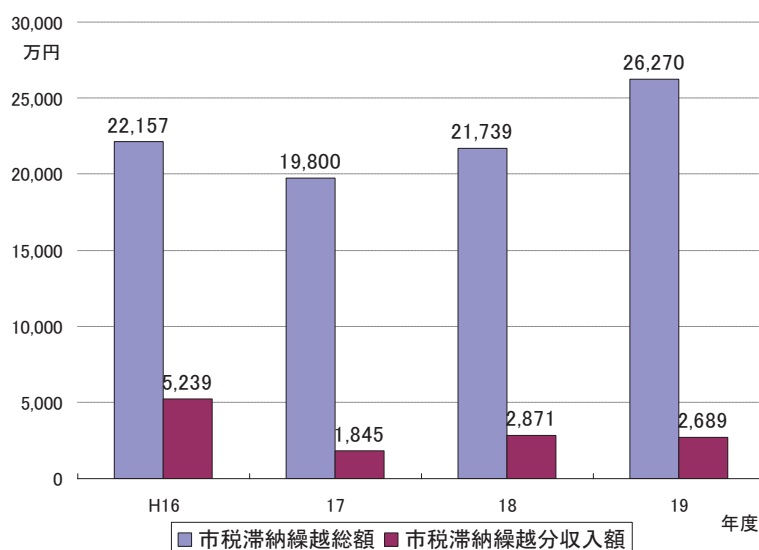
区分\年度	16年度	17年度	18年度	19年度
個人市民税	98.58	98.13	98.19	97.82
法人市民税	99.24	98.94	99.31	99.36
固定資産税	96.86	96.77	96.46	97.10
軽自動車税	97.97	97.74	97.67	97.66

・滞納繰越分の収納率

(単位：%)

区分\年度	16年度	17年度	18年度	19年度
個人市民税	11.11	11.04	22.41	12.09
法人市民税	28.05	11.42	23.87	20.60
固定資産税	26.73	8.68	10.39	9.45
軽自動車税	12.73	15.09	20.32	15.54

表4 市税滞納繰越額の推移



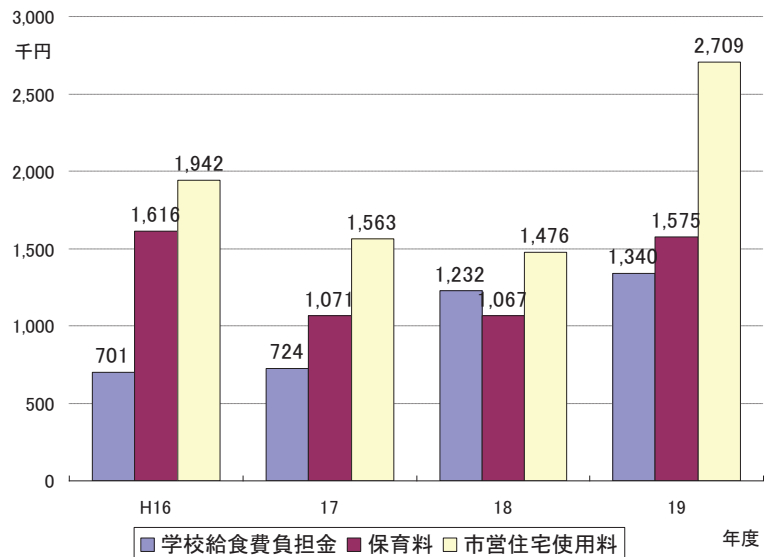
収納率は単年度では90%台を維持しており、引き続き安定した収入を確保しなければなりません。依然として市税で2億6千万円以上の収入未済額があるため、収納体制の強化を図る必要があります。

また、主なその他の歳入の未済額として市営住宅使用料が1千3百万円以上、保育料が1千1百万円以上、学校給食費負担金が5百万円以上となっており、これらの収納体制の強化も図ります。(額はすべて滞納繰越分含む)

表5 主な滞納繰越額の推移

特別会計においても、国民健康保険税で2億3千万円以上、その他と合わせて3億1千万以上の収入未済額があるため、こちらの収納体制の強化も必要です。

滞納の情報は各所管課において管理されており、収納業務も各々で行っていましたが、今後は情報の一元化に努めるとともにケースに即した対応を図りながら全庁的な収納体制を構築する必要があります。



【 具体的施策 】

行 革 方 針	1. 収納率の向上【集中改革プラン】		
具体的内容	<p>市税の収納率向上を図るため、広報等の活用による納税促進や、滞納防止を促します。納税については、口座振替納付の啓発・促進や既存の納税貯蓄組合の活動を促進しますが、納税者の利便性を考慮した場合、コンビニエンスストアでの納税も検討する必要があります。</p> <p>滞納繰越分については、毎年度滞納整理方針を策定し、重点期間を設定し臨戸訪問徴収や納税誓約、納税相談の充実を図り、負担の公平と自主財源の確保を図ります。</p> <p>時効の中断等によって安易な不納欠損をせず、誠意のない滞納者には必要に応じて差し押さえ等も実施し、収入未済額の圧縮を図ります。</p> <p>また、徴収のための専門的な体制を積極的に整えます。</p>		
担 当 課	税務課		
目 標 時 期	平成17年度から	財政効果額	1,200万円
行 革 方 針	2. 公売の活用促進		
具体的内容	<p>公売の活用促進は平成20年度から行っていますが、引き続き差し押さえた物件は、インターネットなどを利用して公売にかけ、収入を得ます。</p>		
担 当 課	税務課		
目 標 時 期	平成20年度から	財政効果額	—
行 革 方 針	3. 滞納料金等の確保		
具体的内容	<p>滞納となっている市税以外の給食費、保育料、市営住宅家賃などの収納体制の強化を図ります。</p> <p>時効の中断などを含めた適正な管理体制により徴収体制の強化を図ります。</p>		
担 当 課	全庁対応		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	700万円

② 新たな収入の確保

自己決定・自己責任という地方分権の原則からも、自主財源の一層の確保が重要であり、そのためにも新たな財源を確保する必要があります。

【現状と課題】

本市ではすでに市民課の封筒に広告を掲載しており、一部の課だけにとどまらず全庁的に封筒や広報、市のホームページ等の空いているスペースに広告を掲載することを検討します。

【具体的施策】

行 革 方 針	1. 広告料収入の確保		
具体的内容	市で発行する封筒や広報等の空スペースや市有財産、ホームページのバナーなどへの広告掲載を推進し、広告料収入を得ます。		
担 当 課	総合政策課		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	2. 家庭ごみの排出量抑制と有料化		
具体的内容	年間収集量11,800 t に対し、およそ9,880万円を支出しており、ごみ排出量を抑制するとともに有料化についても、市民との合意形成のもと導入を目指します。それに伴い、不法投棄の防止にも努めていきます。		
担 当 課	生活課		
目 標 時 期	平成23年度から	財政効果額	1億6,200万円

(2) 受益者負担の適正化

行政サービスの受益者である市民の公平性を確保するため、社会経済、環境問題や他団体の動向なども踏まえながら、一般会計や特別会計が所管する各種使用料や手数料及び負担金などの適正化を行います。

また、多くの体育施設や文化施設等で行われている使用料の減額や免除について、受益者負担適正化の観点から、抜本的な見直しをします。

【現状と課題】

現在の市使用料・手数料には減免規定が設けられており、申請をして受理されれば、減額若しくは免除することができることになっています。

これらを見直した場合の今後の利用率との兼ね合いが課題となります。

また、公営企業会計における使用料や負担金については、行政運営上の配慮から受益者負担を低く抑えてきた経緯もあり、結果として、一般会計からの多額の基準外繰出により収支の均衡を保っている会計も見受けられます。

【具体的施策】

行 革 方 針	1. 使用料、手数料及び負担金等の見直し【集中改革プラン】		
具体的内容	<p>公営企業会計以外の使用料、手数料及び負担金等については、受益と負担の適正化を図るため、行政コストに対する標準的な負担割合を検討し、見直しを行います。</p> <p>また、現在徴収していない行政サービスについても新たな徴収を検討します。その他減免規定についても見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所が代わりに申請を行い免除することを原則禁止します。 ・合併時から調整のとれていない不均衡な使用料、手数料及び負担金等を精査し、年次計画を立てて改善していきます。 <p>公営企業については、地方財政法が求める独立採算の原則に立ち、適正な料金体系を構築するよう努めます。</p>		
担 当 課	財政課		
目 標 時 期	平成18年度から	財政効果額	—

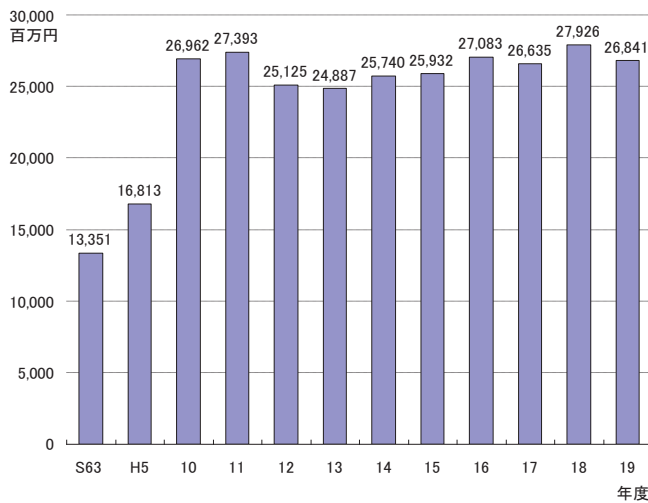
・受益者負担適正化

…施設の使用料や利用料などは、その施設の利用者に対しての利用の対価として負担していただくものであります。もちろん利用者から見れば、安いほど喜ばしいものがありますが、その場合、施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は税金で賄うこととなり、市民全体で負担することになります。

このため、受益者負担の適正化の観点から、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考慮するとともに、利用者の受益の度合いに応じた負担のあり方に基づいた適正な見直しが必要となっています。

(3) 地方債の発行の抑制

表6 市債残高の推移



今後の市財政の運営に与える影響を考えた場合、市債の削減を行っていく必要があります。単年度発行額は元金償還額を上回らないようにすることはもとより、地方債事業の実施にあたっては経済性、効率性、有効性の高いものを優先し、適債事業であるからといって安易に発行しないように努めます。また、発行に際しては地方交付税措置のある有利なものの活用に努めます。

普通会計における地方債発行額の抑制（単年度元金償還を超えない発行）と公営企業会計（下水道事業等）の将来負担を見据えた発行を行います。

【現状と課題】

普通会計における起債残高を減らしていくため、単年度の地方債発行額は元金償還の範囲内となる20億円以内を目指していく必要があります。

ただし、適債事業であるからといって安易に地方債を発行するのではなく、重点事業に限定し、交付税算入措置や後年度負担を見据えた借り入れを行わなければなりません。

また、公営企業会計においては、公営企業の本旨に基づき独立採算を前提とした経営計画を策定したうえで計画的に借入れを行うこととされていますが、社会情勢や行政運営上の配慮から、その償還費用を始め財源の多くを一般会計からの基準外繰出に依存せざるを得ない会計も存在します。公営企業における地方債の償還財源は、適正な料金収入を第一とし、一般会計からの基準外繰出に頼らない財務体制の構築が求められています。

【具体的施策】

行革方針	1. 地方交付税等措置のある起債の発行		
具体的内容	交付税等措置のある有利な起債を選んで借入れをします。		
担当課	財政課		
目標時期	平成21年度から	財政効果額	—

行革方針	2. 地方債発行額の制限		
具体的内容	毎年度の地方債の発行額を制限します。普通会計においては、元金償還の範囲内となる、単年度で20億円以内の借入れを目指します。また、公営企業会計においても、経営計画を策定し、自主財源で償還可能な範囲内で借入れを目指します。		
担当課	財政課		
目標時期	平成21年度から	財政効果額	—

(4) 繰出金の抑制

公営企業会計においては、受益者負担による独立採算の原則に基づき、施設の維持管理経費の効率化や施設整備にかかる年次計画の見直し等を図るとともに、加入者（利用者）の拡大に努め、経営経費や社会経済情勢を踏まえた適正な使用料への改定を行うなどして一般会計からの基準外繰出の抑制に取り組みます。財産区特別会計についても、恒常的な一般会計からの維持管理経費の繰出しは制度上問題があるので抑制していく必要があります。

また、国民健康保険特別会計等の公営企業会計以外の公営事業会計についても、これまで同様、繰出基準を超える一般会計からの繰出しは行わないよう努めなければなりません。

【現状と課題】

本市では平成21年度で14の事業会計と9の財産区の会計が存在している。

・公営事業会計（公営企業会計を除く） （単位：百万円）

事業会計の名称	歳入	歳出	形式収支	実質収支
国民健康保険事業会計 （事業勘定）	4,452.2	4,131.3	321.0	321.0
国民健康保険事業会計 （直診勘定）	222.0	368.0	△146.0	△146.0
老人保健医療事業会計	4,609.0	4,609.0	0.0	0.0
介護保険事業会計 （保険事業勘定）	4,043.7	3,959.9	83.8	83.8
介護保険事業会計 （介護サービス事業勘定）	17.8	17.8	0.0	0.0

・公営企業会計 （単位：百万円）

事業会計の名称	総収益	総費用	純利益	不良債務	基準内繰出	基準外繰出
水道事業会計	149.1	105.9	43.3	0.0	0.6	0.0
病院事業会計（阿仁病院）	493.2	487.5	5.7	0.0	117.8	0.0
病院事業会計（北秋田市民病院）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
（参考）米内沢総合病院	2,130.9	2,119.1	11.8	0.0	337.4	392.9

事業会計の名称	歳入	歳出	形式収支	実質収支	基準内繰出	基準外繰出
公共下水道事業	1,677.6	1,647.4	30.1	0.0	224.7	203.1
特定環境保全公共下水道事業	224.2	224.2	0.0	0.0	18.3	41.9
特定地域生活排水処理事業	19.6	19.6	0.0	0.0	0.6	8.5
農業集落排水事業	537.6	537.6	0.0	0.0	85.4	140.6
簡易水道事業	868.4	759.1	109.3	82.6	128.0	67.5
介護サービス事業	112.4	112.4	0.0	0.0	0.0	112.4
（参考）宅地造成事業	1.5	309.0	△307.5	△307.5	0.0	1.5

※上記のすべての表は平成19年度決算統計数値。（宅地造成事業会計は平成20年度で廃止。）

※各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものです。したがって、その内容は合計と一致しない場合があります。

【 具体的施策 】

行 革 方 針	1. 繰出金の抑制		
具体的内容	特別会計に対する一般会計からの基準外繰出の抑制を図ります。		
担 当 課	財政課、特別会計所管課		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	—

(5) 財政健全化法、公会計制度の整備

地方公共団体の厳しい財政状況の要因の一つとして、現行の公会計制度の不備が指摘されています。従来の単式簿記を主体とする会計制度では自治体の総合的な財務状況が把握しづらいという問題があり、総合的・長期的に財政状況を把握でき、予算審議など内部管理への利用、財務情報の分かりやすい開示などを目的として自治体の公会計制度の改革が進められてきました。

また、平成18年度から始まった「地方分権21世紀ビジョン懇談会」で、財政再建法の見直しが議論され、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」が閣議決定されるなど、新たな財政再生制度の必要性が認識されていたところでしたが、一部の自治体の財政破綻を契機として、財政健全化法が制定されるに至りました。

公会計制度や財政健全化法では、従来型の普通会計（一般会計）の財政状況の把握だけでなく、特別会計や一部事務組合・第三セクターを含めた自治体全体（連結ベース）の財政状況を明らかにして、これを住民に公表することをひとつの目的としています。

【現状と課題】

・公会計制度

資産や債務の管理、費用の管理、財務情報の分かりやすい開示、行政評価・予算編成・決算分析との関係付け、議会における予算や決算審議での利用等を目的として、公会計制度による「貸借対照表(バランスシート)」「行政コスト計算書」「資金収支計算書」「純資産変動計算書」の連結4表の整備を図ります。

・財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）

平成19年6月に制定された財政健全化法の規定により、地方公共団体は、毎年度、次の4つの健全化判断比率と資金不足比率を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、公表しなければならないこととされています。

健全化判断比率のうちひとつでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。（指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画等の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用）

健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	北秋田市の H19決算数値
①実質赤字比率 …普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	財政規模に応じ 11.25%~15%	20%	— (△1.60) ※2
②連結実質赤字比率 …全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率	財政規模に応じ 16.25%~20%	30% ※1	— (△5.68) ※2
③実質公債費比率 …普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。借金残高の財政負担	25%	35%	17.9%
④将来負担比率 …公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的な負債の標準財政規模に対する比率。公社・三セクに対する将来的な税金負担の割合	350%	—	134.7%

資金不足比率	経営健全化基準	北秋田市
⑤公営企業における資金不足比率	20.0%	宅地造成事業特別会計のみ58.2% (ただし平成20年度をもって同会計は廃止した。)

※1 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準（市町村は40%→40%→35%）を設ける。

※2 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「-」で表示し、参考として黒字の比率をカッコ内にマイナス表記しています。

これらをもとに、早期改善を目指す黄色信号としての健全化段階と、赤信号としての再生段階を規定しています。

すなわち、病院事業や下水道事業などの公営企業や観光公社などの第三セクターなどを含め、単年度フローだけではなく、ストック面にも配慮した財政状況の判断指標を導入するとともに、財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政状態の改善に着手させるという仕組みとなっています。

【 具体的施策 】

行 革 方 針	1. 財政状況の公表【集中改革プラン】		
具体的内容	公会計制度による連結財務諸表4表の整備や財政健全化法の4つの判断基準を活かし、財政悪化を早期に把握・対処するとともに、予算・決算状況・各種財政指標等の財政状況を広報やホームページなどを通じて、バランスシートなども取り入れながら市民にわかりやすい形で公表します。		
担 当 課	財政課		
目 標 時 期	平成17年度から	財政効果額	—

- ・フロー……期間の損益状況をあらわす損益計算書（収益・費用）
一定期間に生み出された利益
- ・ストック…特定時点での財産状況をあらわす貸借対照表（資産・負債・資本）
ある時点での、それまでに生み出された資産

(6) 地方公営企業の経営健全化

公営企業が供給するサービスは、上・下水道、病院など住民の日常生活と直接結びつくものが多い。このため、その経営の悪化は住民生活に、また、経営する自治体の財政に大きな影響を与えることとなります。住民が安心して暮らすことができるよう経営悪化の初期の段階から「経営健全化」を義務づけ、自立的な経営改善を促します。

○水道事業

【現状と課題】

本市の上水道等の整備状況は、平成20年3月末現在、給水人口36,321人で、総人口に対する普及率は92.85%と、ほぼ全域に水道が普及されております。

施設整備事業として、合川地区、森吉地区において、統合簡易水道施設整備事業を行っており、平成23年度事業完了を目指し事業推進しております。また、老朽化が著しい施設や配水管があり、今後の改修・改良や更新等に大きな課題を抱えている現状であります。

現在、本市の水道料金については、旧4町ごとの料金体系となっております。今後、平成21年度中に簡易水道及び小規模水道の料金統一を行います。その後、平成24年度には、合川・森吉簡易水道事業が上水道事業へ移行するため、水道事業会計として、鷹巣上水道、合川・森吉上水道としての料金統一を予定しております。

今後も水道事業体としての経営安定を図るため、収益の向上・経費節減等に努め、施設の整備を実施し、安定給水に努め安全性・効率性を十分に検討し、経営基盤強化へ取り組めます。

【具体的施策】

行 革 方 針	1. 組織・体制の見直し（上水道事業・簡易水道事業） 【集中改革プラン】		
具体的内容	下水道課（下水道事業・農業集落排水事業等）との組織統合を検討、維持管理体制の見直しを図ります。		
担 当 課	上下水道課		
目 標 時 期	平成18年度検討	財政効果額	—

行 革 方 針	2. 収益増への取り組み【集中改革プラン】		
具体的内容	使用料金の見直しを検討します。		
担 当 課	上下水道課		
目 標 時 期	平成18年度検討	財政効果額	—

○病院事業

【現状と課題】

市内公的一般病院は、市立阿仁病院（60床、入院休止中）、公立米内沢総合病院（252床）、秋田県厚生連北秋中央病院（199床）により、地域医療を提供しています。近年の医師不足に加え、診療報酬の抑制政策等により、公的病院の経営は悪化の一途を辿っています。公立病院（市立阿仁病院・公立米内沢総合病院）には、経営を支えるため、一般会計から毎年多額の支出が行われており、これが市財政に大きな影響を与えています。

本市では「北秋田市医療整備基本構想」を策定し、市内公的医療機関の医療機能を統合再編し、医療の高度化を図ると同時に、医療連携を強化し、包括的医療提供体制を構築すべく、新たに中核となる北秋田市民病院を建設中です。北秋田市民病院は、指定管理者制度を採用し、民間活力を導入し、より効率的な運営を行うこととしています。

今後の課題としては、必要な医師の確保対策、指定管理者との財政負担、阿仁病院・米内沢病院の運営体制の確立及び医療ネットワークの形成などがあげられます。

【具体的施策】

行 革 方 針	1. 民間委託等の導入【集中改革プラン】		
具体的内容	宿直業務、看護助手業務、薬局事務業務、検査事務業務の民間委託を検討します。		
担 当 課	医療推進課、阿仁病院		
目 標 時 期	平成17年度から	財政効果額	1,200万円
行 革 方 針	2. 収益増への取り組み【集中改革プラン】		
具体的内容	新たな施設基準取得による入院基本料の収入増を検討します。 （ただし、平成21年10月から診療所へ移行のため、入院病床が廃止となる。）		
担 当 課	医療推進課、阿仁病院		
目 標 時 期	平成17年度から	財政効果額	—
行 革 方 針	3. 事業の統廃合【集中改革プラン】		
具体的内容	病院事業の統廃合を検討します。		
担 当 課	医療推進課、阿仁病院		
目 標 時 期	平成17年度検討、平成21年度実施	財政効果額	—

○下水道事業

【現状と課題】

運営経費、特に資本費に対する経費回収率が充分ではなく、基準外繰出を含む一般会計からの繰入金と資本費平準化債の発行で収支の均衡を保っている状態にあります。

このため、水洗化率の向上に努めるとともに料金の適正化を図っていく必要があります。

また、合併以降不均衡であった市内下水道等の料金については、統一に向けて取り組みが進められております。

【具体的施策】

行 革 方 針	4. 組織体制の見直し（公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・特定地域生活排水処理事業）【集中改革プラン】		
具体的内容	水道課（上水道事業・簡易水道事業）との組織統合を図ります。		
担 当 課	上下水道課		
目 標 時 期	平成18年度検討	財政効果額	—

行 革 方 針	5. 収益増への取り組み【集中改革プラン】		
具体的内容	使用料金の見直しを行うとともに、水洗化率向上のための普及活動の強化を図ります。		
担 当 課	上下水道課		
目 標 時 期	平18年度検討	財政効果額	—

○宅地造成事業 ～平成21年度から一般会計

【現状と課題】

造成地完成年度以外は販売が低調であり、販売促進委員会が新売買価格を議会に提示し、新価格にて分譲を開始しておりますが、買い手がつかないのが現状です。

そのため、赤字額も非常に大きくなっていることから、地価下落に係る赤字部分を一般会計で補填し、残区画を土地開発基金で購入することにより、同特別会計は平成20年度をもって廃止しました。

今後は、※「市有財産の利活用にかかる取扱い基本方針」に従って取り扱います。
（※は別添に記載）

【具体的施策】

行 革 方 針	1. 収益増加への取り組み【集中改革プラン】		
具体的内容	未利用資産の売り払いを強化します。（平成20年度をもって廃止）		
担 当 課	—		
目 標 時 期	平成17年度から	財政効果額	2,200万円

(7) 第三セクターの見直し

第三セクターは、それぞれの時代の要請に応じて設立されたものであり、市の行政施策と密接に連携しながら、公共サービスの提供主体の一つとして重要な役割を担ってきましたが、社会経済環境の変化により、取り巻く状況は大変厳しさを増しています。

【現状と課題】

平成20年度末時点における北秋田市の関与法人
…4法人（株式会社1 有限会社1 財団法人2）

平成19年の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（地方公共団体財政健全化法）による財政の健全化判断比率の一つである将来負担比率には、第三セクターの負債・債務のうち一定部分が一般会計負担見込額として算入されることとなっています。

このような状況の下、第三セクターの経営悪化は設立団体の財政運営に大きな影響を及ぼす場合もあり得ることから、第三セクターの財務状況を積極的に公表するとともに、経営が悪化したことが明らかになった第三セクターの存廃を含めた集中的な経営改革を進めることとされています。

【具体的施策】

行 革 方 針	1. 指針・計画策定【集中改革プラン】		
具体的内容	第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する全ての関与法人を対象とする、総合的な指針・計画の策定を行います。		
担 当 課	総合政策課、財政課、第三セクター所管課		
目 標 時 期	平成18年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	2. 外部監査体制【集中改革プラン】		
具体的内容	全ての関与法人に関して、透明性を確保するため、外部の専門家による監査体制を確保します。		
担 当 課	総合政策課、財政課、第三セクター所管課		
目 標 時 期	平成18年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	3. 定期的な点検評価体制の確保【集中改革プラン】		
具体的内容	関与法人のうち、連続して3期以上赤字を計上している法人に関して、外部の有識者による点検評価を行う体制を確保します。		
担 当 課	総合政策課、財政課、第三セクター所管課		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	4. 財務諸表、点検評価の結果【集中改革プラン】		
具体的内容	全ての関与法人に関して、財務諸表の概要や点検評価結果を広報等で公表します。		
担 当 課	総合政策課、財政課、第三セクター所管課		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	5. 財政支援の状況・必要性・今後の見通し【集中改革プラン】		
具体的内容	財政支援の多い関与法人について、支援状況、必要性、今後の見通しについて広報等で掲載します。		
担 当 課	総合政策課、財政課、第三セクター所管課		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	6. 役職員数の削減計画【集中改革プラン】		
具体的内容	総合的な指針・計画の中で目標を設定します。		
担 当 課	総合政策課、財政課、第三セクター所管課		
目 標 時 期	平成18年度	財政効果額	—

行 革 方 針	7. 給与の見直し計画【集中改革プラン】		
具体的内容	総合的な指針・計画の中で目標を設定します。		
担 当 課	総合政策課、財政課、第三セクター所管課		
目 標 時 期	平成18年度	財政効果額	—

《北秋田市の第三セクターにおける関与法人》

- ①財団法人 たかのす福祉公社
- ②財団法人 北秋田市森吉観光公社
- ③マタギの里観光開発 株式会社
- ④有限会社 北秋田市有機センター

・関与法人

…会社法法人及び民法法人で、出資又は出えん割合が25%以上、または財政的支援を行っている法人をいいます。

- 1) 会社法法人とは、会社法の規定に基づいて設立された株式会社、合同会社、合資会社もしくは合名会社を指します。(改正前の商法法人及び旧有限会社法法人を含む)
- 2) 民法法人とは、民法の規定に基づいて設立された社団法人もしくは財団法人を指します。

V 事務事業の見直し

(1) 一般事務経費等の削減、外部委託の検討・再検証

徹底した一般事務経費の削減を推進することとし、事務事業における無駄を無くし、見直しを含め行政コストを削減します。

また、行政組織の簡素化や効率化を図るため、民間の専門的な技術・知識の活用をする方が行政サービスの向上を見込めるときは、PFI方式や外部委託の推進についても積極的に検討します。

【現状と課題】

行政組織の簡素化、行政と民間との役割分担の見直し等の観点から、市が行っている事務事業の外部委託の推進について積極的に検討します。検討にあたっては、外部委託によるコストの低減、専門的な技術・知識の活用、サービスの迅速化・効率化等の視点を重視しながら進めるとともに、競争原理の導入など多様な委託先の選定等についての見直しを進めます。

【具体的施策】

行 革 方 針	1. 合併未調整項目の整理【集中改革プラン】		
具体的内容	合併時に調整できなかった事務事業について、見直しも含めて早期に調整するとともに、今後の方向性について検討します。		
担 当 課	総合政策課、全庁対応		
目 標 時 期	平成17年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	2. 道路維持業務の再編【集中改革プラン】		
具体的内容	充実した機能を発揮するため、道路維持業務の再編を図ります。		
担 当 課	建設課		
目 標 時 期	平成18年度検討、平成19年度実施	財政効果額	—

行 革 方 針	3. 敬老式事業【集中改革プラン】		
具体的内容	集中改革プランの策定当初は敬老行事の見直し及び敬老祝い品の廃止を目標としていたが、現状では祝い品は廃止せずに、平成21年度から地区婦人会に一部を業務委託のうえ継続することにしています。		
担 当 課	高齢福祉課		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	4. 各種データベースの一元化【集中改革プラン】		
具体的内容	各部課において、実施している各種データ等の管理を一元化し、事務事業の効率化や経費の削減を図ります。		
担 当 課	全庁対応		
目 標 時 期	平成18年度検討、平成19年度実施	財政効果額	—

行 革 方 針	5. 学校給食（調理・運搬）【集中改革プラン】		
具体的内容	集中改革プランにおいても全部委託を検討していましたが、今後は阿仁部を一本化した給食センターの設置計画なども踏まえながら、鷹巣地区の給食センターと合わせて調理・運搬業務の委託のあり方を検討します。		
担 当 課	教育委員会総務課		
目 標 時 期	平成18年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	6. 補助金の整理・合理化【集中改革プラン】		
具体的内容	新規補助金は、スクラップ・アンド・ビルドを基本に抑制します。また、補助対象内容の分析を行い、対象事業の状況により見直しを行います。		
担 当 課	財政課、全庁対応		
目 標 時 期	平成17年度から	財政効果額	1,500万円

行 革 方 針	7. ムダの徹底削減		
具体的内容	職場の業務改善を目指すため、環境への負荷の低減とコスト削減意識をもちながら様々なムダを削減します。		
担 当 課	全庁対応		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	8. 各種委託料の一本化		
具体的内容	各課で委託している同種業務を取りまとめ、一本化して委託します。		
担 当 課	財政課、全庁対応		
目 標 時 期	平成22年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	9. 情報の共有化		
具体的内容	業務の効率化を図り、行政サービスが低下しないように、部課等の情報の共有化を行います。部課等においては毎月ミーティングを行うなど情報の共有化を図ります。		
担 当 課	全庁対応		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	10. アウトソーシングの推進		
具体的内容	民間に委ねた方が有益なものは民間に委ね、アウトソーシングを積極的に活用して民間活力の導入を図ります。		
担 当 課	総合政策課		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	11. 業務のマニュアル化		
具体的内容	事務事業の内容や進め方をマニュアル化することで、事務の効率化を図ります。人事異動や担当者がいない場合などでもマニュアルがあることで対応することができます。		
担 当 課	全庁対応		
目 標 時 期	平成21年度から	財政効果額	—

行 革 方 針	12. 投票所の統廃合		
具体的内容	投票所の統廃合を行い、効率的な投票体制の整備と経費の削減を図るとともに、期日前投票制度を周知させることで投票率の低下を防ぎます。		
担 当 課	選挙管理委員会		
目 標 時 期	平成22年度から	財政効果額	—

(2) 投資的経費の見直しと事務事業の重点配分

事業の目的や内容、必要性等について十分に精査を行い、総合計画に掲げられた事業において、事業の緊急性、投資効果等を十分に検討した上で、事業の取捨選択及び優先順位の明確化を図り、投資的経費の見直しに努めます。

また、その事業の中においても緊急かつ重要事業への予算等の重点配分を図ります。

【現状と課題】

取り組むべき事業の選択にあたっては、総合計画に掲げられた事業において、事業の緊急性、投資効果等を十分に検討した上で、国・県の補助事業などの財政負担の少ない事業を優先することとし、市単独事業についても抑制化に努めます。

【具体的施策】

行 革 方 針	1. 施策・事業の選択と重点化【集中改革プラン】		
具体的内容	緊急性や効果、財源措置など点検・見直しを行い、施策・事業の選択と重点化に取り組む。 ・財政負担の少ない事業の優先 ・市単独事業の抑制 ・公共工事のコスト削減 ・事業規模の縮小		など
担 当 課	総合政策課、財政課、全庁対応		
目 標 時 期	平成17年度から	財政効果額	—

(3) 事業評価・政策評価制度の導入と実施

市が行う事務事業や政策について、市民の満足度や客観的な指標などを用いて検証する事業評価・政策評価制度の導入を進め、事務事業の経済性、効率性、有効性を検討しそれらを市政へと反映させ、市民との共働によるまちづくりへと活かします。

【現状と課題】

合併前からの流れで、見直しもないまま引き続き行っている事業や、単年度予算に基づく前例だけをもとに行っている事業などが散在しています。

この状態だと、財政節減の取り組みが効率的に行われないため、ビジネス・サイクルを活用し、客観的に事務事業や政策を評価する体制を整え、市民のニーズを反映させた市政づくりを目指します。

【具体的施策】

行 革 方 針	1. 行政評価システムの導入【集中改革プラン】		
具体的内容	総合計画のスタートにあわせ、政策・施策評価システムを構築します。市政が行う施策や事務事業を客観的に評価・検証し、改善や見直しを行うことで経済性・効率性・有効性を市政へ反映させます。		
担 当 課	総合政策課		
目 標 時 期	平成18年度検討、平成19年度実施	財政効果額	—

行 革 方 針	2. 外部評価委員会の設置		
具体的内容	行政評価システムの内部評価に留まるのではなく、評価の客観性や透明性を確保するために、第三者的な立場から評価や提案をいただく外部評価委員会を設置します。		
担 当 課	総合政策課		
目 標 時 期	平成22年度実施	財政効果額	—

行 革 方 針	3. 市民満足度調査		
具体的内容	計画（予算）の策定、行政サービスの改善などに対して、客観的に市民の意見を求め、それを今後の市政へと反映させる仕組みを構築します。2年に1度を目安として行います。		
担 当 課	総合政策課		
目 標 時 期	平成22年度、平成24年度実施	財政効果額	—

VI 市有財産の有効活用と効率的な管理体制の構築

(1) 市有財産の有効活用と効率的な管理体制の構築

北秋田市が抱えている多くの公共施設の維持管理経費や老朽化に伴う修繕費の増大が財政への影響を大きくしつつあります。そこで、各種施設の管理運営のあり方を再検討し、施設の維持管理費用の削減と効率的な施設利用を促進するため、指定管理者制度を積極的に活用します。

また、既存施設の利用頻度や使用の有無を精査し、見直し・適正化を図り有効的に施設を利用するために、※「市有財産の利活用にかかる取扱い基本方針」を定め、市民への開放や民間への賃貸・売却等も踏まえた整理・統廃合、活用法などについても検討します。(※は別添に記載)

【現状と課題】

現在、市内には356の公の施設（公営住宅、水道施設に関しては箇所）があり、それぞれの内訳は次のとおりです。

施設の種類	管理区分	総施設数	北秋田市直営	
			指定管理者 制度導入済	業務委託 全部直営
レクリエーション・スポーツ施設		57	7	40
産業振興施設		26	9	14
基盤施設		88	0	41
文教施設		36	5	30
医療・社会福祉施設		59	17	24
その他		90	23	48
合計		356	61	197

【具体的施策】

行 革 方 針	1. レクリエーション・スポーツ施設【集中改革プラン】		
具体的内容	平成17年度末時点 …18年度から譲渡を検討、21年度実施（1施設） …指定管理者制度を導入（13施設） …指定管理者制度を検討（10施設） …管理のあり方を検討（7施設） 平成20年度末時点 …廃止を検討（1施設） …管理のあり方を検討（22施設）		
担 当 課	財政課、全庁対応		
目 標 時 期	平成17年度から	財政効果額	290万円

行 革 方 針	2. 産業振興施設【集中改革プラン】		
具体的内容	平成17年度末時点 …指定管理者制度を導入（4施設） …指定管理者制度導入を検討（2施設） …管理のあり方を検討（3施設）		
担 当 課	財政課、全庁対応		
目 標 時 期	平成18年度から	財政効果額	380万円

行革方針	3. 基盤施設		
具体的内容	平成20年度末時点 …管理のあり方を検討（4施設）		
担当課	財政課、全庁対応		
目標時期	平成21年度から	財政効果額	—

行革方針	4. 文教施設【集中改革プラン】		
具体的内容	平成17年度末時点 …廃止を検討（1施設） …指定管理者制度を導入（15施設） …管理のあり方を検討（3施設） 平成20年度末時点 …廃止を検討（8施設）		
担当課	財政課、全庁対応		
目標時期	平成17年度から	財政効果額	4,570万円

行革方針	5. 医療・社会福祉施設【集中改革プラン】		
具体的内容	平成17年度末時点 …廃止を検討（2施設） …指定管理者制度を導入（15施設） …管理のあり方を検討（3施設）		
担当課	財政課、全庁対応		
目標時期	平成18年度から	財政効果額	3億5,980万円

行革方針	6. その他【集中改革プラン】		
具体的内容	平成17年度末時点 …廃止を検討（1施設） …民間への譲渡を検討（1施設） …管理のあり方を検討（1施設） 平成20年度末時点 …廃止を検討（2施設） …管理のあり方を検討（1施設）		
担当課	財政課、全庁対応		
目標時期	平成17年度から	財政効果額	730万円

行革方針	7. 施設の有効利用【集中改革プラン】		
具体的内容	※「市有財産の利活用にかかる取扱い基本方針」を定め、遊休施設の調査を行い、民間への貸出しや貸出しにあたって規制のある施設はその解除に取り組むなど、施設の効率的な利用を検討します。（※は別添に記載）		
担当課	財政課、全庁対応		
目標時期	平成17年度から	財政効果額	—

第 3 章

資 料 編

1. 実施計画項目一覧

- 推進体制
- ・市民志向
- ・業績・成果主義の導入
- ・ビジネス・サイクル（PDCAサイクル）の構築

- は継続目標
- は半年度目標

※集中改革プランは計画年度終了次第再検討

目 標	重点実施項目	個別実施項目	番号	通し 番号	行財政改革大綱の具体的施策 集中改革プランの取組目標	目標時期					担 当 課	
						21	22	23	24	25		
市民と行政の共働によるまちづくり	I. 市民と行政の共働によるまちづくり	(1)市民ニーズの把握と行政サービスの改善	1	1	市民提案の受付	○	→	→	→	→	総合政策課	
			2	2	市のHPを利用した各種情報や申請書類の取得	○	→	→	→	→	総合政策課	
			3	3	窓口の延長業務		○	→	→	→	総合窓口課、総合窓口センター	
			4	4	事務処理期間の短縮	○	→	→	→	→	全庁対応	
			1	5	パブリックコメント制度の導入	→	→	→	→	→	総務課	
職員の行財政改革への意識改革	II. 職員の改革	(1)職員の意識改革と資質向上、人事評価制度の構築と実施	2	6	行政協力委員制度の見直し		○	→	→	→	生活課	
			1	7	職員提案制度		○	→	→	→	総合政策課	
			2	8	人事評価制度の構築		○	→	→	→	総務課	
			3	9	女性管理職の登用と男女共同参画の推進	○	→	→	→	→	総務課	
			4	10	職員の人材の充実	○	→	→	→	→	総務課	
			5	11	職員の派遣研修の実施	○	→	→	→	→	総務課	
		(2)給与等の見直し	1	12	職員等の給与などの見直し	○	→	→	→	→	総務課	
			2	13	不適正な昇給運用の是正	→	→	→	→	→	総務課	
			3	14	特殊勤務手当の適正化	→	→	→	→	→	総務課	
			4	15	その他の手当の適正化	→	→	→	→	→	総務課	
			5	16	時間外勤務の縮減	○	→	→	→	→	総務課、全庁対応	
行政コストの徹底的な削減と収入の確保	III. 組織・機構の再編	(1)行政組織・機構の見直し	1	17	機構改革	→	→	→	→	→	総合政策課	
			2	18	支所の機能の再編	→	→	→	→	→	総合政策課、総合窓口課、総合窓口センター	
			3	19	保育園の統廃合	→	→	→	→	→	福祉課	
			4	20	幼稚園の統合	→	→	→	→	→	教育委員会総務課	
			5	21	小中学校の再編	→	→	→	→	→	教育委員会総務課、学校教育課	
			6	22	議会、行政委員会の定数の削減	○	→	→	→	→	議会議務局、各行政委員会	
		(2)定員の適正化	1	23	職員等の削減	→	→	→	→	→	総務課	
			2	24	定員適正化計画の策定		○	→	→	→	総務課	
		(3)審議会・委員会等の見直し	1	25	委員会・審議会等の整理、合理化	→	→	→	→	→	全庁対応	
			2	26	委員会・審議会等の委員の選任	→	→	→	→	→	総務課、全庁対応	
			3	27	報酬等の見直し	○	→	→	→	→	総務課、全庁対応	
			1	28	収納率の向上	→	→	→	→	→	税務課	
	IV. 財政運営の健全化	(1)収入の確保	①税等の収納率向上のための対策・体制の整備	2	29	公売の活用促進	○	→	→	→	→	税務課
				3	30	滞納料金等の確保	○	→	→	→	→	全庁対応
				1	31	広告料収入の確保	○	→	→	→	→	総合政策課
		②新たな収入の確保	2	32	家庭ごみの排出量抑制と有料化			○	→	→	生活課	
			1	33	使用料・手数料及び負担金等の見直し	→	→	→	→	→	財政課	
		(2)受益者負担の適正化	1	34	地方交付税等措置のある起債の発行	○	→	→	→	→	財政課	
			2	35	地方債発行額の制限	○	→	→	→	→	財政課	
		(3)地方債の発行の抑制	1	36	繰出金の抑制	○	→	→	→	→	財政課、特別会計所管課	
			1	37	財政状況の公表	→	→	→	→	→	財政課	
		(6)地方公営企業の経営健全化	○水道事業	1	38	組織・体制の見直し	→	→	→	→	→	上下水道課
2	39			収益増への取り組み	→	→	→	→	→	上下水道課		
1	40			民間委託等の導入	→	→	→	→	→	医療推進課、阿仁病院		
○病院事業	2		41	収益増への取り組み	→	→	→	→	→	医療推進課、阿仁病院		
	3		42	事業の統廃合	→	→	→	→	→	医療推進課、阿仁病院		
○下水道事業	1		43	組織体制の見直し	→	→	→	→	→	上下水道課		
	2		44	収益増への取り組み	→	→	→	→	→	上下水道課		
○宅地造成事業	1		45	収益増加への取り組み	→	→	→	→	→	-		
	1		46	指針・計画策定	→	→	→	→	→	総合政策課、財政課、第三セクター所管課		
(7)第三セクターの見直し	2		47	外部監査体制	→	→	→	→	→	総合政策課、財政課、第三セクター所管課		
	3	48	定期的な点検評価体制の確保	→	→	→	→	→	総合政策課、財政課、第三セクター所管課			
	4	49	財務諸表、点検評価の結果	→	→	→	→	→	総合政策課、財政課、第三セクター所管課			
	5	50	財政支援の状況・必要性・今後の見通し	→	→	→	→	→	総合政策課、財政課、第三セクター所管課			
	6	51	役員数の削減計画	→	→	→	→	→	総合政策課、財政課、第三セクター所管課			
	7	52	給与の見直し計画	→	→	→	→	→	総合政策課、財政課、第三セクター所管課			
	1	53	合併未調整項目の整理	→	→	→	→	→	総合政策課、全庁対応			
V. 事務事業の見直し	(1)一般事務経費等の削減、外部委託の検討・再検証	2	54	道路維持業務の再編	→	→	→	→	→	建設課		
		3	55	敬老式事業	→	→	→	→	→	高齢福祉課		
		4	56	各種データベースの一元化	→	→	→	→	→	全庁対応		
		5	57	学校給食（調理・運搬）	→	→	→	→	→	教育委員会総務課		
		6	58	補助金の整理・合理化	→	→	→	→	→	財政課、全庁対応		
		7	59	ムダの徹底削減	○	→	→	→	→	全庁対応		
		8	60	各種委託料の一本化		○	→	→	→	財政課、全庁対応		
		9	61	情報の共有化	○	→	→	→	→	全庁対応		
		10	62	アウトソーシングの推進			○	→	→	総合政策課		
		11	63	業務のマニュアル化	○	→	→	→	→	全庁対応		
		12	64	投票所の統廃合		○	→	→	→	選挙管理委員会		
		(2)投資的経費の見直しと事務事業の重点配分	1	65	施策・事業の選択と重点化	→	→	→	→	→	総合政策課、財政課、全庁対応	
1	66		行政評価システムの導入	→	→	→	→	→	総合政策課			
2	67		外部評価委員会の設置		●				総合政策課			
(3)事業評価・政策評価制度の導入と実施	3	68	市民満足度調査		●		●		総合政策課			
	1	69	レクリエーション・スポーツ施設	→	→	→	→	→	財政課、全庁対応			
VI. 市有財産の有効活用と効率的な管理体制の構築	(1)市有財産の有効活用と効率的な管理体制の構築	2	70	産業振興施設	→	→	→	→	→	財政課、全庁対応		
		3	71	基盤施設	○	→	→	→	→	財政課、全庁対応		
		4	72	文教施設	→	→	→	→	→	財政課、全庁対応		
		5	73	医療・社会福祉施設	→	→	→	→	→	財政課、全庁対応		
		6	74	その他	→	→	→	→	→	財政課、全庁対応		
		7	75	施設の有効利用	→	→	→	→	→	財政課、全庁対応		

2. 各種委員会・審議会一覧

平成21年度現在の委員会、審議会等の一覧になります。

(単位：人)

番号	審議会、委員会等名称	委員数	根拠法令、条例等 (要綱なども含む)	区分	担当課	担当班
1	北秋田市公の施設の指定管理者選定委員会	8	北秋田市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱	委員会	総合政策課	政策班
2	北秋田市市民提案型まちづくり事業補助金評価市民委員会	5	北秋田市市民提案型まちづくり事業補助金評価市民委員会設置要綱	委員会	生活課	地域推進班
3	北秋田市行財政改革推進委員会	10	北秋田市行財政改革推進委員会設置要綱	委員会	総合政策課	行財政改革室
4	北秋田市情報公開審査会	5	北秋田市情報公開条例	その他	総務課	総務班
5	北秋田市個人情報保護審議会	5	北秋田市個人情報保護条例	審議会	総務課	総務班
6	北秋田市特別職報酬等審議会	10	北秋田市特別職報酬等審議会条例	審議会	総務課	総務班
7	坊沢財産区管理会	7	坊沢財産区管理条例	その他	財政課	管財班
8	綴子財産区管理会	7	綴子財産区管理条例	その他	財政課	管財班
9	栄財産区管理会	7	栄財産区管理条例	その他	財政課	管財班
10	七日市財産区管理会	7	七日市財産区管理条例	その他	財政課	管財班
11	米内沢財産区管理会	6	米内沢財産区管理条例	その他	財政課	管財班
12	前田財産区管理会	6	前田財産区管理条例	その他	財政課	管財班
13	阿仁合財産区管理会	7	阿仁合財産区管理条例	その他	財政課	管財班
14	大阿仁財産区管理会	7	大阿仁財産区管理条例	その他	財政課	管財班
15	北秋田国民健康保険運営協議会委員	13	国民健康保険法第11条	その他	総合窓口課	国保年金班
16	北秋田市民病院建設委員会	11	北秋田市民病院建設委員会設置要綱	委員会	医療推進課	地域医療班
17	北秋田市立病院運営協議会	9	北秋田市立病院協議会条例	その他	阿仁病院	阿仁病院
18	保健センター運営委員会	15	北秋田市保健センター運営委員会設置要綱	委員会	健康推進課	健康推進班
19	北秋田市保健協力員	377	北秋田市保健協力員設置要綱	その他	健康推進課	健康推進班
20	北秋田市母子保健推進員	15	北秋田市母子保健推進員設置要綱	その他	健康推進課	健康推進班
21	北秋田市廃棄物不法投棄監視員	24	北秋田市廃棄物不法投棄監視員に関する規則	その他	生活課	環境班
22	北秋田市廃棄物減量等推進審議会委員	14	北秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	審議会	生活課	環境班
23	阿仁地区環境衛生協議会	30	阿仁地区環境衛生協議会規約	その他	生活課	環境班
24	北秋田市民生委員推薦会	14	民生委員法第8条、北秋田市民生委員推薦会規則	その他	福祉課	地域福祉班
25	赤十字奉仕団北秋田市地区連絡協議会	4	赤十字奉仕団規則、赤十字奉仕団の設置に関する規程準則	その他	福祉課	地域福祉班
26	北秋田市障害程度区分認定審査会	6	北秋田市障害程度区分認定審査会の会議運営規則	その他	福祉課	障がい福祉班
27	北秋田市障害者自立支援協議会	15	北秋田市障害者自立支援協議会設置要綱	その他	福祉課	障がい福祉班
28	北秋田市虐待防止等総合支援地域協議会	26	北秋田市虐待防止等総合支援地域協議会設置要綱	その他	福祉課	子ども福祉班
29	北秋田市次世代育成支援対策地域協議会	20	北秋田市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	その他	福祉課	子ども福祉班
30	北秋田市コウノトリ委員会	20	北秋田市コウノトリ委員会設置要綱	委員会	福祉課	子ども福祉班
31	鷹巣中央保育園苦情解決第三者評価委員会	3	社会福祉事業福祉サービスに関する苦情処理の仕組みの指針	委員会	福祉課	子ども福祉班
32	鷹巣東保育園苦情解決第三者評価委員会	3	社会福祉事業福祉サービスに関する苦情処理の仕組みの指針	委員会	福祉課	子ども福祉班
33	あいかわ保育園苦情解決第三者評価委員会	2	社会福祉事業福祉サービスに関する苦情処理の仕組みの指針	委員会	福祉課	子ども福祉班
34	米内沢保育園苦情解決第三者評価委員会	2	社会福祉事業福祉サービスに関する苦情処理の仕組みの指針	委員会	福祉課	子ども福祉班
35	前田保育園苦情解決第三者評価委員会	2	社会福祉事業福祉サービスに関する苦情処理の仕組みの指針	委員会	福祉課	子ども福祉班
36	阿仁合保育園苦情解決第三者評価委員会	2	社会福祉事業福祉サービスに関する苦情処理の仕組みの指針	委員会	福祉課	子ども福祉班
37	大阿仁保育園苦情解決第三者評価委員会	2	社会福祉事業福祉サービスに関する苦情処理の仕組みの指針	委員会	福祉課	子ども福祉班
38	北秋田市福祉有償運送等運営協議会	9	北秋田市福祉有償運送等運営協議会設置要綱	その他	高齢福祉課	高齢福祉班
39	北秋田市老人ホーム入所判定委員会	5	北秋田市老人ホーム入所判定委員会設置要綱	委員会	高齢福祉課	高齢福祉班

番号	審議会、委員会等名称	委員数	根拠法令、条例等 (要綱なども含む)	区分	担当課	担当班
40	介護認定審査会	30	介護保険法	その他	高齢福祉課	介護保険班
41	高齢者福祉・介護保険事業運営委員会	15	高齢者福祉・介護保険事業運営委員会設置要綱	委員会	高齢福祉課	介護保険班
42	北秋田市地域包括支援センター運営協議会	15	北秋田市地域包括支援センター事業運営要綱	その他	高齢福祉課	地域包括支援センター
43	北秋田地域担い手育成総合支援協議会	12	北秋田地域担い手育成総合支援協議会規約、担い手育成総合支援協議会設置要領	その他	農林課	農業振興班
44	北秋田市郷土文化保存伝承館協議会	0	北秋田市郷土文化保存伝承館協議会規則	その他	商工観光課	感光振興班
45	北秋田市企業立地協力推進委員	10	北秋田市首都圏企業立地協力推進事業実施要綱	その他	商工観光課	商工労働班
46	北秋田市都市計画審議会	20	都市計画法、北秋田市都市計画審議会条例	その他	都市計画課	都市計画班
47	北秋田市営住宅入居者選考委員会	0	北秋田市営住宅条例	委員会	都市計画課	建築住宅班
48	北秋田市県営ダム対策委員会	5	北秋田市県営ダム対策委員会規則	委員会	建設課	管理班
49	奨学資金貸付審査会	7	北秋田市奨学資金貸付条例	その他	教育委員会 総務課	総務班
50	北秋田市学校給食運営委員会	27	北秋田市学校給食運営委員会条例	委員会	教育委員会 総務課	総務班
51	北秋田市就学指導委員会	34	北秋田市就学指導委員会規則	委員会	学校教育課	義務教育班
52	北秋田市結核対策委員会	7	北秋田市学校結核対策委員会設置要綱	委員会	学校教育課	義務教育班
53	北秋田市立小・中学校学校評議員	81	北秋田市立小・中学校学校評議員設置要綱	その他	学校教育課	義務教育班
54	北秋田市図書館協議会	9	図書館法、北秋田市図書館条例	その他	生涯学習課	文化班
55	北秋田市文化財保護審議会	10	北秋田市文化財保護条例	審議会	生涯学習課	文化班
56	北秋田市社会教育委員	15	北秋田市社会教育条例、社会教育法	その他	生涯学習課	生涯学習班
57	北秋田市生涯学習奨励員	19	北秋田市生涯学習奨励員設置要綱	その他	生涯学習課	生涯学習班
58	北秋田市浜辺の歌音楽館運営審議会	8	北秋田市浜辺の歌音楽館条例	審議会	生涯学習課	生涯学習班
59	北秋田市文化会館運営協議会	10	北秋田市文化会館条例	その他	生涯学習課	文化班
60	北秋田市青少年問題協議会	30	地方青少年問題協議会法	その他	生涯学習課	生涯学習班
61	合川高等学校評議員会	5	合川高等学校管理規則	その他	学校教育課	高校教育班
62	体育指導委員会	50	スポーツ振興法・北秋田市体育指導委員規則	委員会	スポーツ 振興課	スポーツ班
63	スポーツ振興審議会	8	スポーツ振興審議会条例	審議会	スポーツ 振興課	スポーツ班
64	北秋田市公民館運営審議会	17	北秋田市公民館条例	審議会	生涯学習課	生涯学習班
65	公民館主事（鷹巣地区）	18	北秋田市公民館条例	その他	生涯学習課	生涯学習班
66	公民館主事（合川地区）	55	北秋田市公民館条例	その他	生涯学習課	生涯学習班
67	公民館主事（阿仁地区）	7	北秋田市公民館条例	その他	生涯学習課	生涯学習班
68	教育委員会	5	地方自治法第180条の5	委員会	教育委員会 総務課	総務班
69	選挙管理委員会	4	地方自治法第180条の5	委員会	選挙管理委 員会事務局	—
70	監査委員	3	地方自治法第180条の5	その他	監査委員 事務局	—
71	農業委員会	38	地方自治法第180条の5	委員会	農業委員会 事務局	—
72	固定資産評価審査委員会	4	地方自治法第180条の5	委員会	総務課	総務班
73	北秋田市小作料協議会	15	農地法	その他	農業委員会 事務局	—
74	北秋田市下水道事業運営審議委員会	7	北秋田市下水道事業運営審議委員会設置要綱	委員会	上下水道課	業務班
75	北秋田市水道料金審議会	8	北秋田市水道料金審議会要綱	審議会	上下水道課	業務班
76	水道事業及び簡易水道事業評価審議委員会	0	北秋田市水道事業及び簡易水道事業評価に関する要綱	委員会	上下水道課	業務班

※委員数がないものは、現在活動していないか、必要に応じて設置されるものとなっています。

3. 公の施設一覧

平成21年度現在の施設一覧になります。

※公営住宅と水道関係施設に関しては箇所のみ記載

番号	施設名称	管理形態	施設の種類	所管課	所管課・班
1	新屋布コミュニティセンター	指定管理	その他	財政課	管財班
2	荒瀬コミュニティセンター	直営	その他	財政課	管財班
3	比立内地区コミュニティセンター	業務委託	その他	財政課	管財班
4	中村地区コミュニティセンター	直営	その他	財政課	管財班
5	湯口内集会所	指定管理	その他	財政課	管財班
6	小淵集会所	指定管理	その他	財政課	管財班
7	阿仁克雪定住住宅	直営	その他	総合政策課	政策班
8	阿仁定住促進住宅	直営	その他	総合政策課	政策班
9	山村開発センター	直営	その他	財政課	管財班
10	森林レクリエーション阿仁・田沢総合案内所	直営	産業振興施設	財政課	管財班
11	米内沢駐車場	直営	基盤施設	財政課	管財班
12	こいこいパーク	直営	レクリエーション・スポーツ施設	総合窓口センター	合川庁舎生活班
13	合川平和公園	直営	レクリエーション・スポーツ施設	総合窓口センター	合川庁舎生活班
14	新屋敷会館	指定管理	その他	生活課	地域推進班
15	中央保育園	直営	医療・社会福祉施設	福祉課	こども福祉班
16	東保育園	直営	医療・社会福祉施設	福祉課	こども福祉班
17	米内沢保育所	直営	医療・社会福祉施設	福祉課	こども福祉班
18	前田保育園	直営	医療・社会福祉施設	福祉課	こども福祉班
19	阿仁合保育園	直営	医療・社会福祉施設	福祉課	こども福祉班
20	大阿仁保育園	直営	医療・社会福祉施設	福祉課	こども福祉班
21	あいかわ保育園	直営	医療・社会福祉施設	福祉課	こども福祉班
22	浦田保育所	直営	医療・社会福祉施設	福祉課	こども福祉班
23	太田児童館	業務委託	医療・社会福祉施設	福祉課	こども福祉班
24	鷹巣西児童館	業務委託	医療・社会福祉施設	福祉課	こども福祉班
25	綴子児童館	業務委託	医療・社会福祉施設	福祉課	こども福祉班
26	鷹巣児童館	業務委託	医療・社会福祉施設	福祉課	こども福祉班
27	鷹巣中央児童館	業務委託	医療・社会福祉施設	福祉課	こども福祉班
28	吉田児童館	業務委託	医療・社会福祉施設	福祉課	こども福祉班
29	根子児童館	業務委託	医療・社会福祉施設	福祉課	こども福祉班
30	松ヶ丘児童館	指定管理	医療・社会福祉施設	福祉課	こども福祉班
31	鷹巣中央小児童クラブ	業務委託	医療・社会福祉施設	生涯学習課	生涯学習班
32	鷹巣南小児童クラブ	直営	医療・社会福祉施設	生涯学習課	生涯学習班
33	鷹巣小児童クラブ	業務委託	医療・社会福祉施設	生涯学習課	生涯学習班
34	鷹巣東小児童クラブ	業務委託	医療・社会福祉施設	生涯学習課	生涯学習班
35	鷹巣西小児童クラブ	業務委託	医療・社会福祉施設	生涯学習課	生涯学習班
36	綴子小児童クラブ	業務委託	医療・社会福祉施設	生涯学習課	生涯学習班
37	米内沢児童クラブ	直営	医療・社会福祉施設	生涯学習課	生涯学習班
38	前田児童クラブ	直営	医療・社会福祉施設	生涯学習課	生涯学習班
39	阿仁合児童クラブ	直営	医療・社会福祉施設	生涯学習課	生涯学習班
40	大阿仁児童クラブ	直営	医療・社会福祉施設	生涯学習課	生涯学習班
41	合川東地区児童クラブ	直営	医療・社会福祉施設	生涯学習課	生涯学習班
42	合川西地区児童クラブ	直営	医療・社会福祉施設	生涯学習課	生涯学習班
43	合川南地区児童クラブ	直営	医療・社会福祉施設	生涯学習課	生涯学習班
44	合川北地区児童クラブ	直営	医療・社会福祉施設	生涯学習課	生涯学習班
45	もろびこども園	指定管理	医療・社会福祉施設	福祉課	障がい福祉班
46	子育てサポートハウス(わんぱあく)	業務委託	医療・社会福祉施設	福祉課	こども福祉班
47	青葉荘	業務委託	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
48	寿荘	指定管理	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
49	ことぶき荘	指定管理	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
50	サテライトステーションさかえ	業務委託	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
51	サテライトステーションつづれこ	指定管理	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
52	地域福祉センター	指定管理	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
53	ケアタウンたかのす	指定管理	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
54	補助器具センターたかのす	指定管理	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
55	サポートハウスたかのす	指定管理	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
56	森吉生活支援ハウス	指定管理	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
57	大野台老人福祉総合エリアひまわりの家	直営	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
58	軽費老人ホーム(A型)大野台エコーハイツ	指定管理	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
59	合川高齢者生活支援施設	指定管理	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
60	特別養護老人ホーム森泉荘	指定管理	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
61	森泉荘老人短期入所施設	指定管理	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班

番号	施設名称	管理形態	施設の種類	所管課	所管課・班
62	阿仁養護老人ホームもろび苑	指定管理	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
63	もろび苑指定通所介護事業所	指定管理	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
64	竜森地区コミュニティセンター	業務委託	その他	高齢福祉課	高齢福祉班
65	あに福寿荘	業務委託	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
66	障害者生活支援センター	指定管理	医療・社会福祉施設	福祉課	障がい福祉班
67	げんきワールド	業務委託	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
68	フードセンターたかのす	指定管理	その他	福祉課	障がい福祉班
69	合川認知症高齢者のグループホーム、 新規就農者及び社会福祉研修施設	業務委託	医療・社会福祉施設	高齢福祉課	高齢福祉班
70	鷹巣保健センター	直営	医療・社会福祉施設	健康推進課	健康推進班
71	森吉保健センター	直営	医療・社会福祉施設	健康推進課	健康推進班
72	阿仁保健センター	直営	医療・社会福祉施設	健康推進課	健康推進班
73	合川保健センター	直営	医療・社会福祉施設	健康推進課	健康推進班
74	阿仁病院	直営	医療・社会福祉施設	阿仁病院	—
75	合川診療所	直営	医療・社会福祉施設	医療推進課	国保合川診療所
76	クリーン・リサイクルセンター	直営	基盤施設	生活課	環境班
77	鷹巣斎場	業務委託	その他	生活課	環境班
78	鷹巣石ノ巻岱墓園	直営	その他	生活課	環境班
79	大阿仁墓園	直営	その他	生活課	環境班
80	合川鳥屋岱墓園	直営	その他	生活課	環境班
81	合川松ヶ丘墓園	直営	その他	生活課	環境班
82	七日市基幹集落センター	業務委託	その他	農林課	林業振興班
83	七座健康増進センター	業務委託	その他	農林課	林業振興班
84	綴子基幹集落センター	業務委託	その他	農林課	林業振興班
85	沢口林業センター	業務委託	その他	農林課	林業振興班
86	北健康増進センター	業務委託	レクリエーション・スポーツ施設	農林課	林業振興班
87	栄生活改善センター	業務委託	その他	農林課	林業振興班
88	桂瀬多目的集会所	直営	その他	農林課	林業振興班
89	小ヶ田生活改善センター	指定管理	その他	農林課	林業振興班
90	糠沢会館	指定管理	その他	農林課	林業振興班
91	前山森林交流センター	指定管理	その他	農林課	林業振興班
92	脇神森林交流センター	指定管理	その他	農林課	林業振興班
93	掛泥交流センター	指定管理	その他	農林課	林業振興班
94	坊山交流センター	指定管理	その他	農林課	林業振興班
95	南鷹巣交流センター	指定管理	その他	農林課	林業振興班
96	東根田多目的集会施設	指定管理	その他	農林課	林業振興班
97	雪田多目的集会施設	指定管理	その他	農林課	林業振興班
98	三木田多目的集会施設	指定管理	その他	農林課	林業振興班
99	羽根山活性化施設	指定管理	その他	農林課	林業振興班
100	摩当活性化施設	指定管理	その他	農林課	林業振興班
101	桃栄多目的集会施設	指定管理	その他	農林課	林業振興班
102	川井交流センター	指定管理	その他	農林課	林業振興班
103	神成交流センター	指定管理	その他	農林課	林業振興班
104	幸屋交流センター	指定管理	その他	農林課	林業振興班
105	今泉生活改善センター	業務委託	その他	農林課	林業振興班
106	明利又生活改善センター	業務委託	その他	農林課	林業振興班
107	上舟木生活改善センター	業務委託	その他	農林課	林業振興班
108	葛黒林業センター	業務委託	その他	農林課	林業振興班
109	緑ヶ丘担い手センター	業務委託	その他	農林課	林業振興班
110	田子ヶ沢せり集荷所	業務委託	その他	農林課	林業振興班
111	岩谷林業センター	業務委託	その他	農林課	林業振興班
112	鎌沢生活改善センター	業務委託	その他	農林課	林業振興班
113	李岱研修施設	指定管理	その他	農林課	農業振興班
114	合川農業総合指導センター	直営	産業振興施設	農林課	農業振興班
115	森吉構造改善センター	直営	産業振興施設	農林課	農業振興班
116	合川農村環境改善センター	直営	産業振興施設	農林課	農業振興班
117	阿仁農村環境改善センター	直営	産業振興施設	農林課	農業振興班
118	森林展示場	直営	産業振興施設	農林課	林業振興班
119	林間駐車場	直営	基盤施設	農林課	林業振興班
120	キャンプ場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	農林課	林業振興班
121	野外ステージ	直営	レクリエーション・スポーツ施設	農林課	林業振興班
122	林産物加工品等展示販売施設	直営	産業振興施設	農林課	林業振興班
123	農林漁業体験実習館、体験農場	直営	産業振興施設	農林課	農業振興班
124	林業研修センター	直営	産業振興施設	農林課	林業振興班

番号	施設名称	管理形態	施設の種類	所管課	所管課・班
125	阿仁果樹集出荷貯蔵施設	直営	産業振興施設	農林課	農業振興班
126	農林作物集出荷施設	直営	産業振興施設	農林課	農業振興班
127	鷹巣牧場	業務委託	産業振興施設	農林課	農業振興班
128	ノロ川牧場	業務委託	産業振興施設	農林課	農業振興班
129	高津森牧場	業務委託	産業振興施設	農林課	農業振興班
130	北秋田市アグリハウス（地域資源総合管理施設）	指定管理	産業振興施設	農林課	農業振興班
131	畜産経営環境整備施設（有機センター）	指定管理	産業振興施設	農林課	農業振興班
132	肉用牛育成牛舎	直営	産業振興施設	農林課	農業振興班
133	肉用牛肥育集団施設	直営	産業振興施設	農林課	農業振興班
134	戸島内地区地域特産品生産施設	指定管理	産業振興施設	農林課	農業振興班
135	蟹沢農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
136	向黒沢農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
137	中畑農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
138	二本杉農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
139	綴子農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
140	荒瀬農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
141	笑内農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
142	幸屋農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
143	吉田農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
144	根子農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
145	萱草農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
146	打当農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
147	鎌沢農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
148	東根田農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
149	増沢農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
150	雪田農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
151	杉山田農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
152	上杉農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
153	八幡岱農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
154	関ノ沢農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
155	摩当農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
156	福田農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
157	西根田農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
158	羽根山農村公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
159	関ノ沢公園、管理休憩棟、あづまや	業務委託	その他	農林課	林業振興班
160	合川水辺環境公園	業務委託	レクリエーション・スポーツ施設	農林課	農業振興班
161	合川翠雲公園	業務委託	レクリエーション・スポーツ施設	農林課	林業振興班
162	森吉農村広場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	農林課	農業振興班
163	合川農村運動広場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	農林課	農業振興班
164	養殖施設	直営	産業振興施設	農林課	農業振興班
165	広場施設（テニス、バレーコート）	直営	レクリエーション・スポーツ施設	農林課	農業振興班
166	人工つり場施設	直営	レクリエーション・スポーツ施設	農林課	農業振興班
167	セントラル合川	指定管理	産業振興施設	商工観光課	商工労働班
168	松ヶ丘グラウンド	業務委託	レクリエーション・スポーツ施設	商工観光課	観光振興班
169	大野台ハイランドハウス	直営	レクリエーション・スポーツ施設	商工観光課	観光振興班
170	大野台ハイランド体育館	業務委託	レクリエーション・スポーツ施設	商工観光課	観光振興班
171	大野台ハイランド憩の森	業務委託	レクリエーション・スポーツ施設	商工観光課	観光振興班
172	休養休けい施設	直営	レクリエーション・スポーツ施設	商工観光課	観光振興班
173	大太鼓の館	指定管理	文教施設	商工観光課	観光振興班
174	湯ノ岱温泉湯治場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	商工観光課	観光振興班
175	竜ヶ森キャンプ場	業務委託	レクリエーション・スポーツ施設	商工観光課	観光振興班
176	国民宿舎森吉山荘	指定管理	レクリエーション・スポーツ施設	商工観光課	観光振興班
177	太平湖グリーンハウス	指定管理	産業振興施設	商工観光課	観光振興班
178	妖精の森	指定管理	レクリエーション・スポーツ施設	商工観光課	観光振興班
179	クウィンス森吉	指定管理	レクリエーション・スポーツ施設	商工観光課	観光振興班
180	コンベンションホール四季美館	指定管理	産業振興施設	商工観光課	観光振興班
181	森吉山ぶな帯野営場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	商工観光課	観光振興班
182	阿仁異人館	指定管理	文教施設	商工観光課	観光振興班
183	阿仁郷土文化保存伝承館	指定管理	文教施設	商工観光課	観光振興班
184	阿仁花菖蒲園	直営	レクリエーション・スポーツ施設	商工観光課	観光振興班
185	阿仁今日庵広場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	商工観光課	観光振興班
186	阿仁カラミナイキャンプ場	業務委託	レクリエーション・スポーツ施設	大阿仁出張所	大阿仁出張所
187	遊遊ガーデン	指定管理	レクリエーション・スポーツ施設	商工観光課	観光振興班
188	ふるさとセンター（マタギ資料館）	指定管理	文教施設	商工観光課	観光振興班

番号	施設名称	管理形態	施設の種類	所管課	所管課・班
189	打当温泉マタギの湯	指定管理	レクリエーション・スポーツ施設	商工観光課	観光振興班
190	阿仁熊牧場	指定管理	産業振興施設	商工観光課	観光振興班
191	高津森リゾート基地	直営	レクリエーション・スポーツ施設	商工観光課	観光振興班
192	高津森クロスカントリーコース	直営	レクリエーション・スポーツ施設	商工観光課	観光振興班
193	市営打当温泉スキー場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	商工観光課	観光振興班
194	農林水産物直売・食材供給施設（道の駅あに）	指定管理	産業振興施設	農林課	農業振興班
195	農業者健康管理施設	指定管理	産業振興施設	商工観光課	観光振興班
196	東仲通り児童公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
197	米代児童公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
198	前野児童公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
199	米代川河川緑地	直営	レクリエーション・スポーツ施設	都市計画課	都市計画班
200	鷹巣運動公園	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
201	中央公園	業務委託	基盤施設	都市計画課	都市計画班
202	御嶽児童公園	直営	基盤施設	都市計画課	都市計画班
203	伊勢の森児童公園	直営	基盤施設	都市計画課	都市計画班
204	ドリームワールド（遊戯交流施設）	業務委託	レクリエーション・スポーツ施設	都市計画課	都市計画班
205	ドリームワールド（水環境施設）	業務委託	レクリエーション・スポーツ施設	都市計画課	都市計画班
206	鷹巣駅前広場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	都市計画課	都市計画班
207	南鷹巣団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
208	胡桃館団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
209	高野尻団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
210	鳥屋岱団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
211	明田団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
212	林岱団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
213	松ヶ丘団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
214	下杉団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
215	田の沢団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
216	上杉駅前団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
217	長野岱団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
218	陣場岱団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
219	松山町団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
220	御嶽団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
221	伊勢ノ森団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
222	上野第2団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
223	伊勢ノ森第2団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
224	冷水岱団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
225	東裏簡平団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
226	大町団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
227	東裏簡2団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
228	新町団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
229	比立内団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
230	三両団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
231	上岱団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
232	上新町団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
233	上野住宅	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
234	伊勢ノ森第3住宅	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
235	陣場岱第2住宅	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
236	ぬく森住宅	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
237	サンコープラスなかたい住宅	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
238	上杉団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
239	諏訪岱団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
240	米内沢駅前団地	直営	その他	都市計画課	建築住宅班
241	水道事業鷹巣地区	直営	基盤施設	上下水道課	業務班
242	水道事業森吉地区	直営	基盤施設	総合窓口課	生活班
243	水道事業合川地区	直営	基盤施設	総合窓口課	生活班
244	綴子地区簡易水道	直営	基盤施設	上下水道課	業務班
245	向黒沢地区簡易水道	直営	基盤施設	上下水道課	業務班
246	坊沢地区簡易水道	直営	基盤施設	上下水道課	業務班
247	七座地区簡易水道	直営	基盤施設	上下水道課	業務班
248	摩当地区簡易水道	直営	基盤施設	上下水道課	業務班
249	小猿部地区簡易水道	直営	基盤施設	上下水道課	業務班
250	川口小ヶ田地区簡易水道	直営	基盤施設	上下水道課	業務班
251	李岱地区小規模水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	合川庁舎生活班
252	羽根山地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	合川庁舎生活班

番号	施設名称	管理形態	施設の種類	所管課	所管課・班
253	鎌沢地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	合川庁舎生活班
254	東地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	合川庁舎生活班
255	新田目福田地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	合川庁舎生活班
256	三木田摩当地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	合川庁舎生活班
257	木戸石八幡岱地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	合川庁舎生活班
258	増沢地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	合川庁舎生活班
259	小阿仁川西部地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	合川庁舎生活班
260	中央地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	合川庁舎生活班
261	雪田地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	合川庁舎生活班
262	米内沢地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	森吉庁舎生活班
263	前田地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	森吉庁舎生活班
264	桂瀬地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	森吉庁舎生活班
265	大野岱地区小規模水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	森吉庁舎生活班
266	本城地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	森吉庁舎生活班
267	寄延地区小規模水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	森吉庁舎生活班
268	阿仁合地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	阿仁庁舎生活班
269	打当地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	阿仁庁舎生活班
270	比立内地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	阿仁庁舎生活班
271	幸屋地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	阿仁庁舎生活班
272	萱草地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	阿仁庁舎生活班
273	根子地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	阿仁庁舎生活班
274	小淵地区簡易水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	阿仁庁舎生活班
275	高津森地区小規模水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	阿仁庁舎生活班
276	小様地区小規模水道	直営	基盤施設	総合窓口センター	阿仁庁舎生活班
277	阿仁合浄化センター	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
278	合川浄化センター	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
279	鷹巣浄化センター	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
280	米内沢浄化センター	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
281	脇神地区農業集落排水施設	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
282	坊沢地区農業集落排水施設	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
283	根子浄化センター	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
284	浦田地区農業集落排水施設	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
285	前田地区農業集落排水施設	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
286	三木田地区農業集落排水施設	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
287	鎌沢地区農業集落排水施設	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
288	三里地区農業集落排水施設	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
289	上杉地区農業集落排水施設	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
290	下杉地区農業集落排水施設	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
291	木戸石地区農業集落排水施設	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
292	増沢地区農業集落排水施設	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
293	羽根山地区農業集落排水施設	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
294	根田芹沢地区農業集落排水施設	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
295	西地区農業集落排水施設	業務委託	基盤施設	上下水道課	業務班
296	合川学童研修センター	直営	文教施設	教育委員会総務課	総務班
297	合川山村留学センター	直営	文教施設	教育委員会総務課	総務班
298	教育センター	直営	文教施設	学校教育課	義務教育班
299	合川高等学校心和寮	業務委託	その他	学校教育課	高校教育班
300	合川高等学校清心寮	業務委託	その他	学校教育課	高校教育班
301	交流センター	直営	その他	生涯学習課	文化班
302	文化会館	直営	文教施設	生涯学習課	文化班
303	みちのく子供風土記館	直営	文教施設	生涯学習課	文化班
304	胡桃館遺跡埋蔵資料館	直営	文教施設	生涯学習課	文化班
305	鷹巣図書館	直営	文教施設	生涯学習課	文化班
306	森吉図書館	直営	文教施設	生涯学習課	文化班
307	浜辺の歌音楽館	直営	文教施設	生涯学習課	文化班
308	森吉公民館本城分館	直営	文教施設	生涯学習課	生涯学習班
309	上杉あいターミナル	直営	文教施設	生涯学習課	生涯学習班
310	福田獅子舞伝承館	指定管理	文教施設	生涯学習課	文化班
311	ひまわり陶芸ハウス	業務委託	文教施設	生涯学習課	生涯学習班
312	美栄集会施設	指定管理	その他	生涯学習課	生涯学習班
313	中央公民館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班
314	栄公民館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班
315	坊沢公民館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班
316	七座公民館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班

番号	施設名称	管理形態	施設の種別	所管課	所管課・班
317	沢口公民館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班
318	綴子公民館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班
319	七日市公民館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班
320	森吉公民館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班
321	阿仁公民館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班
322	合川公民館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班
323	合川駅前公民館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班
324	中央公民館分館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班
325	阿仁公民館吉田分館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班
326	阿仁公民館三枚分館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班
327	阿仁公民館荒瀬分館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班
328	阿仁公民館伏影分館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班
329	阿仁公民館大阿仁分館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班
330	阿仁公民館根子分館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班
331	阿仁公民館奥阿仁分館	直営	文教施設	中央公民館	生涯学習班
332	森吉コミュニティセンター	直営	その他	中央公民館	生涯学習班
333	阿仁ふるさと文化センター	直営	その他	中央公民館	生涯学習班
334	職業総合研修センター	直営	その他	中央公民館	生涯学習班
335	中央公園野球場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
336	鷹巣北野球場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
337	合川野球場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
338	森吉野球場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
339	阿仁運動場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
340	中央公園テニスコート	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
341	鷹巣北テニスコート	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
342	合川ひまわりテニスコート	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
343	阿仁テニス場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
344	合川ゲートボール場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
345	鷹巣陸上競技場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
346	鷹巣体育館	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
347	森吉総合スポーツセンター	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
348	阿仁体育館	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
349	合川体育館	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
350	鷹巣武道館	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
351	薬師山スキー場	指定管理	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
352	市営湯口内スキー場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
353	市営松森スキー場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
354	市営ジャンプ場	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
355	北秋田市民プール	指定管理	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班
356	合川プール	直営	レクリエーション・スポーツ施設	スポーツ振興課	スポーツ班

別 添

北秋田市市有財産の利活用にかかる 取扱い基本方針

平成21年8月

秋田県 北秋田市

北秋田市市有財産の利活用にかかる取扱い基本方針

1 基本方針策定の目的

北秋田市の財政は、長引く景気の低迷による市税収入の落ち込みや、国の「三位一体の改革」などによる地方財政制度の見直しにより地方交付税が大きく減少し、かつてない厳しい状況となっています。このため、地方分権に対応した継続性のある行政運営を目指し、財政の健全化の確保に向けて、北秋田市行財政改革大綱が策定されることとなりましたが、その実施計画の中で、施設の活用実態や、今後、活用の見込めない財産等を把握するとともに資産の有効活用の方向性と具体的な施策を定めた市の方針もあわせて策定することとしました。

今後、早急に市有財産の利活用については、総合的な観点から再検討し、それぞれの市有財産の特性を考慮のうえ、貸付け又は売却処分などにより税外収入を確保し、それによって生じた収益をもって市民サービスの向上に資することを基本的な考え方として取組みます。

また、こうした、利活用を図るうえにおいて、未利用財産処分や貸付けにおける公平、公正で透明性を確保した処理が重要な課題となっていることから、本方針においては、市有財産の利活用における現状と課題を明確にし、その利活用（処分、貸付け）についての基本的な考え方を定めるとともに、広く市民に明らかにすることで、市民共有の財産の適正な管理と、公平、公正で透明性のある利活用を推進することを策定の目的としています。

2 市有財産の利活用における現状と課題

(1) 北秋田市有財産の状況

市が保有する公有財産については、地方自治法第238条（公有財産の範囲及び分類）において、行政財産と普通財産に分類されています。

公用又は公共の用に供するための「行政財産」については、その設置目的のために、有効的、効率的に利用できるよう直接利用している部局等において維持管理されています。

一方、「普通財産」は、行政財産以外の財産と規定され、山林や原野、また、用途廃止した庁舎や学校等、すでに行政目的を喪失しているその他の財産があります。

普通財産のうち、その他の財産は、公共的な団体の事務所、民間の社会福祉施設などの敷地、地域集会所等として貸付して利活用しているものと、公共事業予定地として保有しているもの、又、遊休化して未利用の状況にあるものに区分されます。特に、学校施設や国、県施設の払い下げなど公共施設等の移転廃止などにより普通財産となった施設が未利用となっている場合が多く、その活用策の検討が求められている財産となっています。

なお、公有財産のうち、法により管理者が別に定められた道路、河川、法定外公共物（里道、水路等）、病院や上水道等特別会計予算を除いた市有財産の保有状況を示したのが、表1のとおりとなっています。

【表1】北秋田市公有財産（土地及び建物）の保有状況

（平成20年9月30日現在 単位：㎡）

区 分		土 地	建 物			
			木 造	非木造	合 計	
行政 財 産	本庁舎	34,123		4,053	4,053	
	その他の行政機関	消防施設	10,488	982	2,269	3,252
		その他の施設	249,196	924	21,150	22,075
	公共用財産	学 校	589,325	5,353	93,475	98,829
		公 園	808,204	909	116	1,025
		公営住宅	131,787	33,044	3,291	36,335
		その他の施設	2,914,515	36,799	118,798	155,597
	計	4,737,640	78,014	243,156	321,170	
普 通 財 産	その他の施設	264,826	4,001	4,192	8,194	
	宅 地	96,205				
	山 林	13,200,647				
	原 野	484,217				
	その他	523,162				
	計	14,569,060	4,001	4,192	8,194	
	合 計	19,306,700	82,016	247,348	329,364	

【参考】地方自治法238条第2項

公有財産の分類

- 1 行政財産・・・地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産
 - (1) 公用財産・・・地方公共団体がその事務、事業を実施する、自ら直接使用することを本来の所有の目的とするもの
 - (2) 公共用財産・・・住民の一般的共同利用に供することを本来の所有の目的とするもの
- 2 普通財産・・・行政財産以外の一切の公有財産。行政目的のために直接供されるものではなく、一般私人と同様の立場で管理し、所有する財産

(2) 未利用財産の現状と課題

市が直接利用していない普通財産は、旧町時から引継がれたままの今後も利用計画のない山林や原野と、将来的な公共事業用地として保有している財産、また、施設等の移転廃止等により行政目的を喪失したまま利用されていない財産の他、道路や河川事業用地の残地などがあります。これらは環境の保全など、財産の適正な維持を主体に財産管理を行っていますが、その多くが、今後の利用計画もない状況にあります。一層厳しさを増す市の財政状況のもと、財産管理については、単に市の資産として保有し、遊休化させるのではなく、民間を含めた積極的な利活用が求められており、今後、こうした未利用財産を有効に利活用していく上で次のような課題について整理しておく必要があります。

① 未利用財産の維持管理経費の増加

未利用財産であっても建物共済保険料や維持管理業務経費が必要であり、加えて草刈りなどの周辺環境保全のための維持管理経費、また、屋根等の経年劣化に伴う修繕費等が年々増加することが見込まれます。

(平成20年度管財課における維持管理経費)

○光熱水費	907千円
○修繕料	152千円
○建物共済保険料	286千円
○草刈委託料	339千円
※建物解体費（1施設）	499千円

② 用途廃止した建物や土地に対する市民利用ニーズの発生（民間ニーズへの対応と財源確保）

教員住宅の廃止などに伴う空き住宅については、耐用年数を超え老朽化していることから、通常は順次解体処分しています。しかし、厳しい財政状況のもとではその解体経費の予算措置が困難であり、実態としてそのまま保有している建物もあります。これらに対しては市民や企業より払い下げや貸付による利用希望の申し入れもあります。民間への貸付や売却を行うことにより、その使用料や固定資産税が確保され、行政サービスの財源に充てることが可能となります。

③ 民間需要に応じた適正な売払価格の設定

現在の売払価格については、時価によることとしていますが、現在、市の公有財産処分にあたっての価格決定は、近傍類地の評価額及び売買実例や不動産鑑定資料などを参考に実勢価格を算出し、需要度合いや立地条件、土地の形状等の個別要件を加味し決定しています。しかし、土地売却では、土地の境界が未確定の場合や、事前に残存工作物

等の撤去、また、排水路や道路など周辺環境整備の必要な場合もあり、売却する上で、相当の経費と期間が必要になる場合があります。

また、建物売却では、建物自体の価格としての残存価格は有していても、その立地条件や用途などの個別条件によっては、民間需要が無く売却できずに、維持管理費や解体費などの財政負担のみが残る場合も想定されます。

このため、売買価格の決定にあたっては、公平、公正を前提としながら財産価値のみに限定して決定するのではなく、民間需要や、財産の個別要因を総合的に判断し、適正な価格（時価）を決定していく仕組みづくりが必要となっています。

3 未利用財産利活用の基本的な考え方

土地や建物などの市有財産については、いずれも行政が事務事業を行う上で必要とし、取得したものであり、市民共有の財産であることから、市が公共の福祉のために利用することが最も望まれる利活用であることは言うまでもありません。

しかしながら、行政目的が喪失し、将来的な利活用計画も定められていない財産や今後利用計画がありながら、長期にわたって事業着手されていない未利用の財産が数多くあることから、個別財産の利活用方針を定め、貸付や売却処分等により積極的に利活用することで市の財源確保や維持管理経費の節減を図る必要があります。

こうしたことを踏まえ、市の未利用財産の今後の利活用の基本的な考え方を、次のとおりとします。

(1) 未利用財産の利活用方針の明確化と市民への公表

財産の用途廃止を決定したときは、遊休化を防ぐため、その都度、利活用（処分、貸付け）の方針を定めることとします。また、既存の未利用財産については、利活用の早期実現を図るため、対象地の優先基準を定め、順次、個別利用方針を策定します。

さらに、物件によっては市民へ未利用財産に関する情報を公表することで、公平、公正な手続きを前提に財産の貸付と処分を進め、民間による利活用を拡大し、その貸付料、使用料、また、売払い収入や固定資産税増収を図ります。

(2) 不用財産の積極的な民間への売却

将来的に利用計画が無く市有財産として保有する必要性の無い財産（若しくは、当面利用計画がない場合にあっても、財産の状況から将来的に市が保有していくことの必要がないと判断される財産）については、積極的に民間に売却処分していきます。

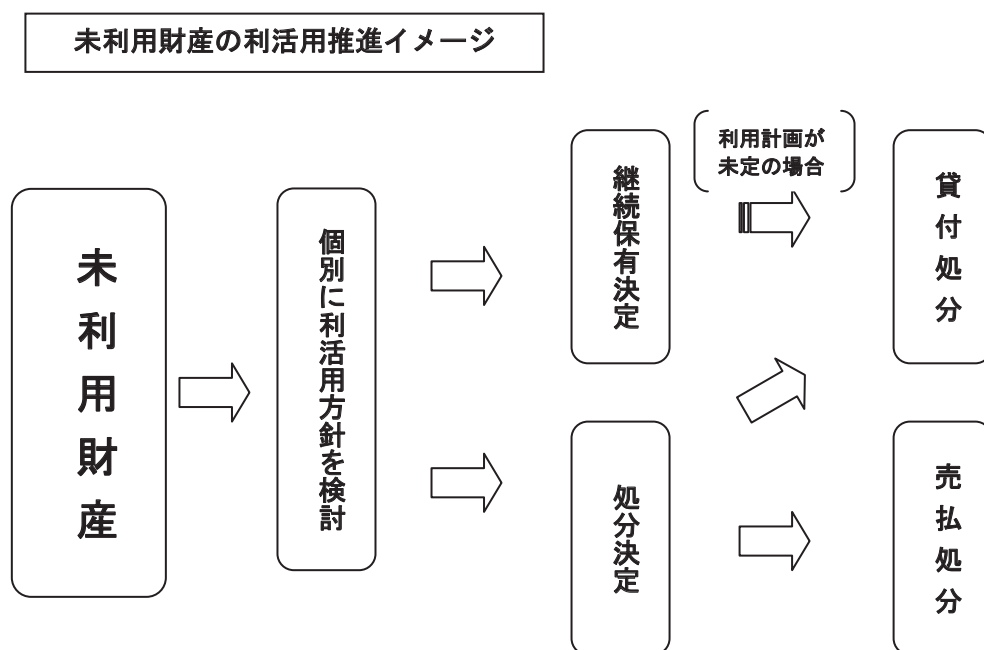
(3) 民間への貸付による有効活用

民間を含め需要がないために売却が困難な財産や将来的な利用計画がある場合であっても、当面の間、利用されることがない財産については、公益的・公共的な利用目的

には限定せず、幅広く貸付を認め、民間等への積極的な貸付けによる財産の有効活用を図るものとします。

(4) 地元地域や他の公共的な団体等に対する公共的な利用処分の優先

地元地域や他の公共的な団体等より公共・公益の用に利用が予定される場合には、上記(2)、(3)に優先し、譲渡、譲与又は貸付を行うものとします。



4 個別未利用財産の利活用方針の策定

将来の利用計画が定められていない未利用財産(用途廃止予定財産を含む)について、土地の所在、形状、立地条件、建物の建築年度、構造、規模などの実態調査を行い、個々の財産について行政上の将来的な必要性を総合的に検討し、次により利活用方針を定め、活用(処分)を進めるものとします。

なお、一定規模以上の大きい土地の利活用など、地域振興上、必要と認められる場合については、必要に応じて事前に市民からの意見を求めた上で、方針を決定することになります。

(1) 利活用対象財産

遊休財産の発生を抑制するため、今後、新たに用途廃止を決定した財産については、原則として、その都度、利活用方針を定めます。

また、既に遊休化した未利用財産については、将来的な利用計画が定まっていない全ての財産を対象とし、利活用方針を定めるものとします。

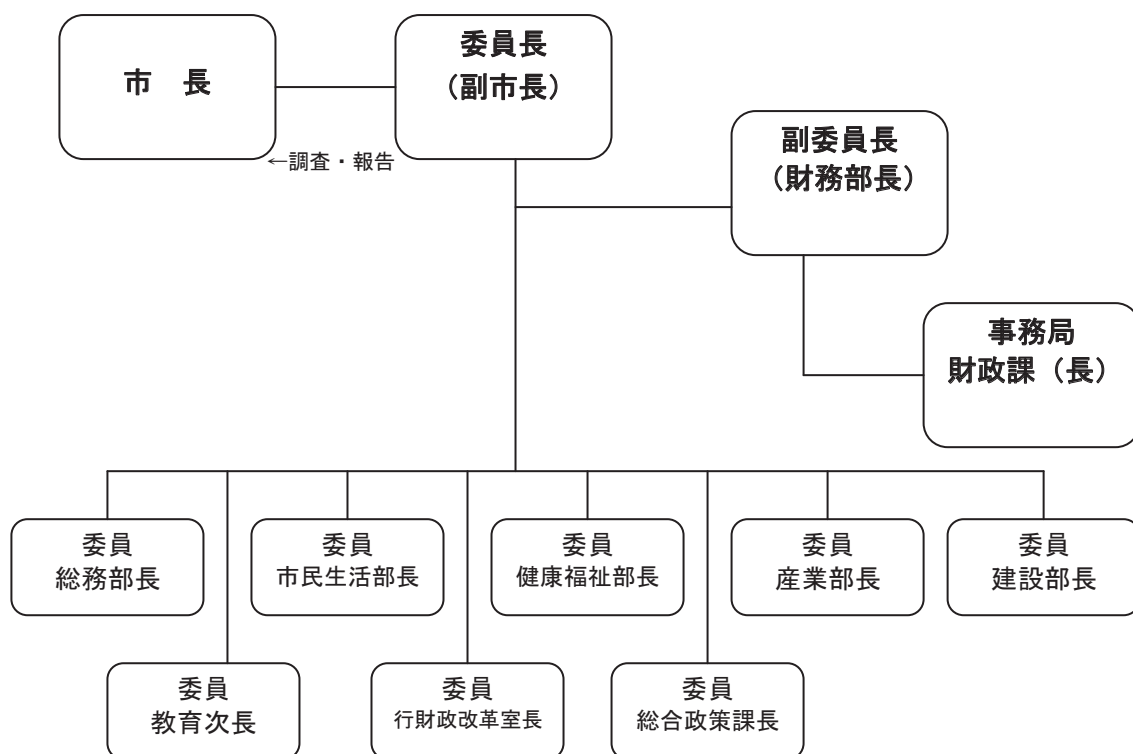
しかし、一度に方針決定することが困難なため、原則として、次のとおり優先基準を定め、順次、処理していくこととします。

- ① 新たに用途廃止を決定、又は決定予定の財産
- ② 地域振興や周辺の環境保全上、早期の利活用が必要な財産
- ③ 地元地域や市民等から払い下げ、又は貸付の申し出がある財産
- ④ 一定の規模、条件等が満たされ、民間での需要が期待される財産
- ⑤ 市の事業推進上、優先的に処理すべき財産

(2) 利活用方針の検討体制

未利用財産の利活用基本方針については、多岐にわたる様々な視点から、総合的に判断するため設置された「北秋田市市有財産等利活用検討委員会」で検討した結果に基づき、市長が決定するものとします。

組織図



(3) 利活用方針に定める基本事項

実効性ある未利用財産の利活用を推進するため、次の事項について利活用方針を定めるものとします。

- ① 市として保有継続、売却処分の方角性
- ② 継続保有する場合の、有効活用のための貸付の方角性
- ③ 特定のものに対する財産処分（随意契約による処分）の可否

④ その他、利活用処分に向けた必要事項

5 未利用財産利活用の事務の流れ

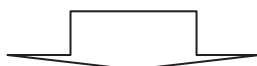
未利用財産の利活用にあたっての事務の流れは、次のとおりとします。

利活用対象財産の選定・調査（フロー図）

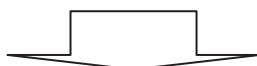
利活用対象財産の調査・選定（財政課・各担当課協議）
<ul style="list-style-type: none">・市の事業用地として取得したが事業着手されていない財産・地域振興や周辺環境保全など早期の利活用が求められている財産・民間での需要が期待される財産・市民から払い下げ、又は貸付の要望がある財産・用途廃止を予定している財産・その他長期にわたり未活用の財産



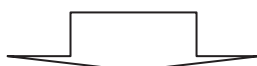
利活用対象財産の個別利活用方針の検討（市有財産利活用検討委員会）
<ul style="list-style-type: none">・市としての保有継続、貸付、払い下げ、売却等の検討・保有継続とした場合の、有効活用方法の検討・貸付するとした場合の、貸付方法の検討・払い下げ、売却するとした場合の処分方法（随意、入札）の検討・随意契約による場合の相手先の検討・その他利活用処分に向けた必要事項



利活用方針の決定



財産の利活用方針の公表



具体的な利活用手続きの開始

6 未利用財産の利活用の具体的な方法

(1) 財産の保有継続

利活用方針の検討において、まちづくり計画等で利活用が計画された財産を除き、将来的に市が利用するか否かの判断は、極めて難しい状況にあります。その中で周辺土地利用状況などを考慮し、将来的な老朽化施設の移転改築や道路や河川計画などの、新たな施設用地として利用可能な一定規模以上の土地については、継続的に保有することも必要と思われます。今後、具体的な利用の必要性が生じた段階で、利活用計画の策定を行うものとします。

なお、そのための財産の使用開始までの期間については、後記(3)の貸付に基づき、有効な活用を図るものとします。

(2) 売却処分

1) 処分の方法

財産の売却については、公平性を確保する上から、原則、一般競争入札とします。

しかし、公共・公益的な利用処分、公共事業推進のための処分、財産の個別要因など、広く一般に対する処分とはせず、特定のものに対して処分することが公正で、有益な場合もあることから、次の要件に該当する場合は、随意契約により売却を行うことができるものとします。

- ① 国及び地方公共団体において、公用又は公共の用に供するとき。
- ② その他公共団体がその事業の用に供する場合で、特に必要と認められるとき。
- ③ 公共的団体が公益・公共の事業の用に供する場合で、特に必要と認められるとき。
- ④ 公共事業の用に供するために取得する土地の所有者等が、その代替用地を必要とするとき。
- ⑤ 自治会組織等が、公益の事業の用に供する場合で、特に必要と認められるとき。
- ⑥ 次の掲げる特別の縁故者があるとき。

ア 寄付された公有財産で、用途廃止によって生じた普通財産を、その寄付者（相続人その他の包括継承人を含む。）に売払うとき。

イ 譲渡された公有財産で、用途廃止によって生じた普通財産を、その譲渡者（相続人その他包括継承人を含む。）に売払うとき。

ウ 貸付中の普通財産を従来から借受使用している者に売払うとき。

エ 借地上にある建物、工作物等をその土地所有者に売払うとき。

オ 市施工の道路、河川等の公共事業により生じた廃道、廃川を当該公共事業に係る土地の提供者に売払うとき。

カ 無道路地、袋路、不整形地等で単独利用が困難と思われる土地で、隣接地と一体利用することによって利用効率が高まる土地を、隣接所有者又は隣接地の賃借権等を有する者に売払うとき。

キ 隣接所有者及び近隣所有者に売払いすることが、公正又は有益な場合。

⑦ その他、公共事業の推進を図る上で、特に市長が認めた場合。

2) 売払価格

売払価格については、適正な時価によるものとします。

なお、価格の決定にあたっては、固定資産評価額、取引事例価格、取得価格、減価償却額等など個々の財産の形態や条件と合わせ、民間需要なども考慮し総合的に検討した上で、客観的に適正な価格を決定し、財産の売払い処分を行うものとします。

(3) 貸付による利活用

1) 貸付の対象財産と対象者

市が保有すべき財産で、当面の間、利用計画の無い財産については、利活用方針に基づき、貸付により有効活用を図るものとします。

貸付けにあたっては、貸付け対象財産を公表するなど行い、公平・公正な申し込みの機会を確保することで、貸付けの用途目的を限定せずに、営利目的の利用など幅広く貸付けができるものとします。

2) 貸付料

未利用財産（普通財産）の貸付料については、市財務規則に基づき、時価により個別財産毎に定めるものとします。

なお、貸付料の算定にあたっては、固定資産税評価額、取得価格、取得後経過年数、耐用年数等を考慮し、適正な価格により貸付けることとします。

7 利活用処分が想定される未利用財産

本市未利用財産の主なものは、〔表2〕のとおりとなっています。

これらの財産の中には、すでに一時的に貸付けているものもありますが、所在地、広狭、地形、隣接状況など、個々の財産の立地条件により現実的に活用可能なもの、或いは将来的にも利用困難なものなど、その態様は様々であり、一律にその活用方法を定めることは困難であります。

このため、今後、利活用処分対象を選択し、個別の利活用処分方針を決定の上、順次、利活用（処分・貸付）を図るものとします。

また、〔表2〕の他、現在、行政財産として共用、管理している財産の中には、実際の利用実態から、その一部を廃止しても何ら問題が無い場合等も考えられることから、これらが判明した場合は、随時、現況に合わせた管理の見直しを行い、財産の有効活用を図ることとします。

〔表2〕

◎主な未利用財産

H21.6現在

	施設名称	所在地	地積 m ²	備考
1	旧営林署貯木場跡地	脇神字高村岱1-6外	30,397.23	総合スポーツエリア及び文化施設用地として取得（現在建設課作業員詰所、資材置場として利用中）
2	旧営林署苗畑跡地	脇神字高村岱、塚ノ岱地内	109,821.00	鷹つ子スコール用地及び野外観察園用地として取得
3	旧営林署採穂園	脇神字高村岱、塚ノ岱、大野地内	21,394.00	
4	ケアタウン用地（残地）	脇神字高森岱、南陣場岱地内	42,000.00	子ども広場、屋内ゲートボール場、高齢者住宅（シルバーハウジング）等
5	企業誘致予定地	七日市字根木屋敷岱90-1外	11,170.00	
6	ふるさと村整備事業用地	米内沢字諏訪岱1-1外113筆	65,070.66	教育文化・宅地供給エリア等として取得。未取得地については農地法・農振法の関係で中断。 計画13ha 未買収6.5ha
7	吉田運動公園	阿仁吉田字上野道下36外1	90,195.00	H4取得（H19わか杉国体アーチェリー会場）
8	高津森ペンション団地	阿仁鍵ノ滝字字鍵ノ滝地内	8,000.00	残8区画

◎売却可能地

	施設名称	所在地	地積 m ²	備考
1	旧前野神社	綴子字前野168-12	844.16	
2	旧ハローワーク敷地	花園町38	676.10	
3	労金裏空地	旭町105-9	717.70	
4	旧墓地（現公園）	旭町110-1外	1,699.05	
5	旧警察宿舍敷地	鷹巣字平崎上岱13-167	226.12	
6	雇用促進住宅横	鷹巣字東中岱51-3	3,319.66	体育館イベント時の臨時駐車場として利用
7	舟場自治会館裏	脇神字平崎上岱140-8	226.66	H20寄附採納
8	旧と場敷地	脇神字川戸沼内悪戸1-13外	7,356.68	
9	元森林組合貸付地	脇神字高村岱99-2	1,030.00	建設課・農林課の物置小屋有り
10	高村岱市道沿い	脇神字高村岱115-2	4,743.00	一部携帯電話無線基地局として貸付中
11	旧建設課資材置場	脇神字高村岱110-4	7,400.19	一部鷹巣中央児童館敷地
12	旧家畜市場	七日市字家向8-7外3	15,206.00	
13	長野岱ダム移転者代替宅地残地	米内沢字長野岱403-1外12筆	9,457.00	H2 旧営林署より取得
14	森吉山ダム工事事務所宿舍用地	小又字家ノ後12-9外2筆	18,337.00	H15農林水産省より取得
15	資材置場	阿仁水無字新町50-2	444.44	
16	寄宿舎用地	阿仁水無字畑町東裏214-1	814.15	
17	三和産業跡地	阿仁水無字畑町東裏229-1	780.28	
18	小沢集会所	阿仁小沢鉦山字小沢812-20	438.32	建物有り
19	旧大阿仁小体育館跡地	阿仁幸屋渡字山根27-2	1,345.42	
20	元教員住宅	八幡岱新田字林岱85-4	378.83	
21	林岱住宅残地	八幡岱新田字林岱85-6	946.80	
22	上杉駅前団地	上杉字上屋布岱	22,804.59	37区画
23	大野台駅前団地	上杉字金沢	1,556.07	4区画
24	旧法務局	新田目字大野71-1	458.38	
25	元三里児童遊園地	三里字雷岱12-4外2筆	2,237.88	
26	旧開業医院跡地	下杉字狐森49、43-33	2,465.85	H19寄附採納

※今後、現地調査などにより利活用処分が必要なる財産については、方針が決定した段階で随時、公表を行うものとする。

策定経過と名簿

北秋田市行財政改革推進委員会名簿

平成21年4月1日現在

役 職	氏 名	区 分
委員長	加藤 茂行	一般公募
副委員長	岩本 勝則	一般公募
委員	奥田 実里	選出委員
委員	佐藤 勇助	一般公募
委員	佐藤 好敏	一般公募
委員	庄 司 昭	一般公募
委員	中嶋 忠輝	一般公募
委員	松橋 悦子	選出委員
委員	三浦 浩子	選出委員
委員	宮腰 光雄	一般公募

※委員長・副委員長以外は五十音順、敬称略

北秋田市行財政改革推進本部員名簿

平成21年8月1日現在

役 職	所属職名	名 前
本部長	市 長	津谷 永光
副本部長	副 市 長	佐藤 唯直
本部員	教 育 長	三澤 仁
本部員	総務部長	工藤 信夫
本部員	財務部長	長谷川 好久
本部員	市民生活部長	赤石 利法
本部員	健康福祉部長	鈴木 美千英
本部員	産 業 部 長	津谷 憲司
本部員	建 設 部 長	津谷 和暁
本部員	議会事務局長	今畠 健一
本部員	教 育 次 長	杉渕 敬輝
本部員	消 防 長	藤島 孝雄
本部員	会計管理者	千葉 昭平

北秋田市行財政改革大綱策定経過

○北秋田市行財政改革推進委員会開催経過

年月日	事 項	内 容
平成20年 8月18日	第1回	委員長、副委員長の互選 策定方針の協議
9月16日	第2回	大綱素案の検討
10月 2日	第3回	大綱素案の検討
10月23日	第4回	大綱素案の検討
11月18日	第5回	大綱素案の検討
12月17日	第6回	大綱素案の検討
平成21年 1月28日	第7回	大綱(委員会案)の決定
2月 5日	協 議	総合調整
2月13日	報 告	北秋田市行財政改革大綱(委員会案)に ついて市長へ報告

○北秋田市行財政改革推進本部開催経過

年月日	事 項	内 容
平成21年 5月21日	第1回	北秋田市行財政改革大綱(委員会案)に ついて検討
6月 9日	第2回	北秋田市行財政改革大綱(素案)につい て検討
8月10日	第3回	北秋田市行財政改革大綱(成案)の策定